



令和4年度

農業委員会活動報告書

「くまもと農業・最適化推進運動」で農業委員会が重点的に取り組んだ活動

令和6年1月

(一社)熊本県農業会議

=はじめに=

農業委員会は、平成28年4月に施行された農業委員会等に関する法律の一部改正を契機に、これまでの農地法に基づく農地の権利移動の許可等と同様に、法令業務として担い手の経営確立に向けた農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」の推進に取り組むこととされました。

とりわけ、法定化された人・農地プラン（地域計画）づくりや農業委員会が担うこととされた同計画における目標地図の素案づくりを農地利用の集積・集約化に向けた当面の最重点課題として、取り組みを進める必要があります。

しかし、農地集積・集約化をはじめとした「農地利用の最適化」に向けた取り組みは、一朝一夕には成果が得にくく、地道な活動が多くなるため、積極的な活動ですら、食料・農業・農村を巡る情勢変化の中で、評価を得にくい側面があります。

このため、本県の農業委員会組織では、改正法の施行を機に、「農地利用の最適化」の実現に向け「くまもと農業・最適化推進運動」という運動の旗印を掲げ、組織一丸となった活動を展開しています。

本資料は、同運動により、令和4年度に重点的に取り組んだ活動を各農業委員会から報告いただき、農業会議が取りまとめたものです。

人・農地プランづくりに向けた話合いや農地の利用集積、耕作放棄地の解消に向けた取り組みがある一方で、食育活動など、地域の課題に即した多彩な取り組みが見られます。

当会議としましては、今後の農業委員会組織の取り組みが、関係する施策の成否を左右するとの認識を持ちながら、活動の着実な前進を通じて、地域農業の再生・振興に努めて参りたいと考えておりますので、今後とも県をはじめ関係機関の御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本冊子の作成にあたって、協力いただきました農業委員会関係者の方々にお礼申し上げます。

令和6年1月

一般社団法人熊本県農業会議

〇〇目次〇〇

| | |
|--|----|
| 農業委員会が重点的に取組んだ活動 | 1 |
| 1 熊本市農業委員会（耕作放棄地解消活動） | 3 |
| 2 宇土市農業委員会（遊休農地解消活動） | 5 |
| 3 宇城市農業委員会（うきし農地利用の最適化推進運動） | 7 |
| 4 美里町農業委員会（子供たちとの食育活動） | 11 |
| 5 御船町農業委員会（みふね農地利用最適化の推進運動） | 13 |
| 6 嘉島町農業委員会（嘉島町の遊休農地解消活動と担い手への集積活動） | 15 |
| 7 益城町農業委員会（ましき農地利用最適化の推進運動） | 17 |
| 8 甲佐町農業委員会（こうさ農地利用最適化推進運動） | 19 |
| 9 山都町農業委員会（やまと農業・最適化推進運動） | 21 |
| 10 荒尾市農業委員会（あらお非農地化推進運動） | 23 |
| 11 玉名市農業委員会（たまな農地利用最適化推進運動） | 25 |
| 12 玉東町農業委員会（ぎょくとう農地利用最適化推進運動） | 27 |
| 13 和水町農業委員会（なごみ遊休農地解消事業） | 29 |
| 14 南関町農業委員会（非農地化の実施） | 31 |
| 15 長洲町農業委員会（地域計画の策定に向けて） | 33 |
| 16 山鹿市農業委員会（やまが農地利用最適化推進運動） | 35 |
| 17 菊池市農業委員会（きくち農業・最適化推進運動） | 37 |
| 18 合志市農業委員会（遊休農地の解消） | 39 |
| 19 大津町農業委員会（おおづ農業・最適化推進運動） | 41 |
| 20 菊陽町農業委員会（くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み） | 43 |
| 21 阿蘇市農業委員会（稼ぐ・つなげる農業活動「あそ」） | 44 |
| 22 南小国町農業委員会（くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み） | 46 |
| 23 小国町農業委員会（おぐに農地利用最適化推進運動） | 48 |
| 24 産山村農業委員会（くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み） | 50 |
| 25 高森町農業委員会（たかもり農地利用最適化推進運動） | 51 |
| 26 南阿蘇村農業委員会（くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み） | 53 |
| 27 西原村農業委員会（にしはら農地利用最適化推進運動） | 55 |

| | | |
|----|---------------------------------------|----|
| 28 | 八代市農業委員会（農地利用最適化の推進のための活動） | 57 |
| 29 | 氷川町農業委員会（ひかわ農地利用最適化運動） | 59 |
| 30 | 水俣市農業委員会（みなまた農地等の利用の最適化の推進運動） | 61 |
| 31 | 芦北町農業委員会（あしきた農地利用最適化の推進運動） | 63 |
| 32 | 津奈木町農業委員会（耕作放棄地の解消（青パパイヤの実証栽培）） | 65 |
| 33 | 人吉市農業委員会（ひとよし農業・最適化推進運動） | 67 |
| 34 | 錦町農業委員会（にしき農業・最適化推進運動） | 69 |
| 35 | あさぎり町農業委員会（あさぎり農業・最適化推進運動） | 71 |
| 36 | 多良木町農業委員会（たらぎ農業・最適化推進運動） | 73 |
| 37 | 湯前町農業委員会（農地利用の最適化を目指して） | 75 |
| 38 | 水上村農業委員会（みずかみ農業・最適化推進運動） | 77 |
| 39 | 相良村農業委員会（さがら農地利用最適化推進運動） | 79 |
| 40 | 五木村農業委員会（いつき農地利用最適化推進運動） | 81 |
| 41 | 山江村農業委員会（やまえ農地利用最適化推進活動） | 83 |
| 42 | 球磨村農業委員会（くまむら農業・最適化推進運動） | 85 |
| 43 | 天草市農業委員会（農業委員会自主活動による遊休農地の解消） | 88 |
| 44 | 上天草市農業委員会（くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み） | 91 |
| 45 | 苓北町農業委員会（れいほく遊休農地発生防止・解消活動） | 93 |
| | 各農業委員会の最適化活動日数集計表 | 95 |
| | 「くまもと農業・最適化推進運動」取組み要領等 | 99 |

農業委員会が重点的に取組んだ活動

耕作放棄地解消活動

委員会名：熊本市農業委員会

1 地域の概要

熊本市は、県の中央部にあって、西北部は金峰山地、南部は河川流域、北部は台地、東部は阿蘇山地に囲まれている総面積390km²の都市である。

温暖な気候に恵まれ、北西部の中山間地帯、西南部の水田地帯、北東部の畑地帯等変化に富んだ地域において、野菜、水稻、果樹、花き、畜産等地域の特性を活かして、活発な生産活動が営まれており、特にナス、スイカ、みかん、メロンは全国でも有数の産地を形成し、機械化、施設の高度化も進み、米、野菜、果樹、花き、畜産酪農等、多種多様な農産物の生産加工、農業経営がなされており、高い生産販売額を誇っている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 24人（うち、認定20人、女性1人）
- (2) 推進委員数 48人（うち、認定28人、女性0人）
- (3) 事務局体制 29人（専任）

3 掲げた目標

遊休農地解消（緑区分のみ）面積：10.57ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

県耕作放棄地有効利用促進事業（耕作放棄地解消事業補助金）の周知及び推進。また、独自の活動としてたまねぎ栽培（収穫：5月・苗植付け：12月）も行った。



【たまねぎの植付け、収穫の様子】

5 取組みの成果

県の耕作放棄地有効利用促進事業（耕作放棄地解消事業補助金）により、5.23ha 解消

別紙様式①



【事業活用前】



【事業活用後】

6 課題と今後の方針等

増加傾向にある耕作放棄地の解消は、今後の最適化推進活動において、農地集積・集約化促進と併せて重要な課題であることから、中間管理機構等を活用し、庁内各部署や農業委員等と連携を図りながら、今後も農地の有効利用及び適正保全を進めていきたい。

遊休農地解消活動

農委会名：宇土市農業委員会

1 地域の概要

本市は、熊本県のほぼ中央、熊本平野の南縁で有明海と八代海（不知火海）を二分する宇土半島の基部に位置し、半島のほぼ北半分を占めている。市域は東西方向に細長く、総面積は74.30km²で、北に熊本市、東に旧城南町、南に宇城市とそれぞれ隣接している。

本市の農業は平坦部の耕地整理がほぼ完了した水田と、山間山麓に構成された畑（樹園地を含む）を基礎として、水稻や施設園芸・野菜・たばこ・果樹・花き等を組み合わせた複合経営を中心に、本市の基幹産業として地域経済を支えている。

主要な農産物としては、葉タバコや米、施設園芸では、トマト、メロン、キュウリ、イチゴ、ナス等が栽培され、柑橘は早生・温州みかん・デコポン・ネーブル等が栽培されていて、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 12人（うち、認定8人、女性3人）
- (2) 推進委員数 13人（うち、認定2人、女性0人）
- (3) 事務局体制 5人（専任）

3 掲げた目標

年々拡大する遊休農地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員がその解消活動に取り組むことによって、市内の農業者に遊休農地解消の重要性を示すと共に、近隣の保育園児と農作業に取り組むことにより、保育園児に農作業の重要性や収穫の喜び等について学習していただく。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

平成20年度より市内各所の遊休農地を借り受け、じゃがいも等を植え付けし、その傍らに遊休農地解消をPRする看板を設置している。

令和4年度では、走潟地区においてじゃがいもの栽培・収穫を行った。



【遊休農地の状況】



【委員による作業の様子】

別紙様式①



【委員による作業の様子】



【収穫作業の様子】



【緑肥としてクリムゾンクローバーを植栽】

5 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

遊休農地解消活動は熊本地震の影響による中断をはさんでいるが継続して実施している。今年度の農地もこれまでと同様に交通量の多い道路の近郊にあり、農業者に遊休農地解消の重要性を示す効果は発揮されたと思われる。

また、園児にとっては、農作業に加えて収穫した作物を食することにより、農業と食育について体験学習することとなった。

6 課題と今後の方針等

耕作放棄地や遊休農地は年々拡大する傾向にある。上記のようなPR活動に加え、農地の集積・集約を促進し、農地の有効利用を図る必要がある。

令和5年度はまた違う地区で実施するが、さらに各委員と話し合い遊休農地の活用を模索していきたい。

うきし農地利用の最適化推進運動

農委会名：宇城市農業委員会

1 地域の概要

宇城市は、平成17年1月15日、旧宇土郡三角町、不知火町、下益城郡松橋町、小川町、豊野町の5町が合併して誕生した。

九州の経済大動脈である国道3号線と西は天草、東は宮崎県への結束点という地理的状況に恵まれ、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観、そして都市的機能を併せ持つバランスの取れた水と緑と心豊かな地域である。

また、本市は半島地域や平坦地域、中山間地域といった変化に富んだ自然条件や立地条件を生かし、野菜、花きなどの施設園芸をはじめ、果樹、米、畜産など多様な農業生産が展開されている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 13人（うち、認定8人、女性1人）
- (2) 推進委員数 20人（うち、認定7人、女性1人）
- (3) 事務局体制 5人（専任）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
新規集積目標面積 144ha
- (2) 遊休農地解消活動
遊休農地解消目標面積 18ha
- (3) 非農地化の推進

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
掲げた目標を達成するため、各地区の現地検討会において、各委員へ農地集積の目標数値等の周知を行った。
具体的な活動内容は、日頃の農業者からの貸し手・借り手からの相談を踏まえ、農地をあっせんし、集積に努めた。
- (2) 遊休農地解消活動
平成19年度から、現地検討会（旧町単位）で国県市道沿線の遊休農地を借り受け、景観作物（ヒマワリ、コスモス等）を植え付け、遊休農地解消を呼びかける看板を設置してきた。今年度の活動について、以下のとおり、紹介する。

①豊野町

これまで、地元の農業委員および農地利用最適化推進委員と豊野小中学校が連携し、イモ植えやイモ掘りなどの農業体験に取り組んできた。今年度も10月にイモ掘りを実施した。

別紙様式①



【豊野町のイモ掘りの状況】

②不知火町

令和3年度から、地元農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し、荒廃していた農地の草刈や重機を入れての整地を行っている。本年度は草刈り後、バナナの木を植え付け、今後の成育が楽しみとなっている。



【不知火町の解消活動状況】

③小川町

令和4年度から、地元農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し、荒廃していた農地の草刈や重機を入れての整地を行った。また、6月にひまわりの種を植え付けて農業委員会の活動を紹介する看板を建て、活動をPRした。ひまわりは8月頃には開花し、活動の成果を通行人等へ周知できた。



【小川町の解消活動状況】



【小川町の解消後のひまわり開花状況】

(3) 非農地化の推進

今年度は農地の利用状況調査を元に、再生利用が困難な農地の47筆合計43,902㎡について非農地判断を行い、所有者に非農地通知を発出した。なお、今年度から、法務局と協議・連携の上、所有者から同意が得られた場合は、農業委員会が職権で一括して法務局に職権登記の申出を行い、法務局が地目変更登記を行う予定である。

また、非農地証明願も随時受付し、現地調査後、総会で審議し非農地証明を6筆合計13,260㎡発行した。



【非農地判断の現地調査】

5 取り組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

(1) 担い手への農地の集積・集約化

新規集積面積 67ha

(2) 遊休農地解消活動

遊休農地解消面積 3,047㎡

①豊野

1,047㎡の遊休農地を解消した。豊野小中学校と連携しての取り組みは今年で13年目となる。農業体験や収穫した食物を食べることを通じて、食育活動として参加した児童の食や農業の大切さの理解を深めることができた。

②小川

515㎡の遊休農地を解消した。交通量の多い道路沿いの草が生い茂っていた農地に重機等を入れ委員らにより整地を行い、そこを解消することで、景観の向上や遊休農地解消の重要性を周知できた。

③不知火

1,485㎡の遊休農地を解消した。交通量の多い国道266号沿いの草が生い茂っていた農地に重機等を入れ委員らにより整地を行い、遊休農地の状態を解消することで、景観の向上や遊休農地解消の重要性を周知できた。

(3) 非農地化の推進

非農地化面積 約5.7ha（非農地判断及び非農地証明した農地の合計面積）

6 課題と今後の方針等

担い手への農地の集積・集約化については、国営事業整備や、日頃の農業者からの貸し手・借り手からの相談を踏まえ、農地をあっせんし、集積に努めていく。

別紙様式①

遊休農地解消については、令和4年度は3地区で取り組みを実施し、毎年度徐々に取り組み地区が増えており、解消面積の拡大を図る事ができた。今後も取り組み地区拡大を進めていく。活動周知については、農業者だけでなく広く市民に周知するため、例えば、市ホームページ等で解消状況を紹介する記事を作成し、その中で随時解消進捗状況を報告することや、解消活動場所に遊休解消を周知できる看板等を建ててPRする等、周知方法を検討する。

地域計画及び目標地図の作成については、令和5年度から本格的に地域で座談会の開催を計画しており、作成が円滑に進むよう市農政課、県振興局、農業公社、JA等関係機関と連携し、話し合いおよび目標地図作成を進めていく。

子供たちとの食育活動

農委会名：美里町農業委員会

1 地域の概要

本町は、熊本県のほぼ中央に位置しており、熊本市中心部より南東へ約30kmの距離にある自然豊かな地域である。

地形は山岳丘陵部が多く、総面積144.03km²の約3/4を森林が占める典型的な中山間地域である。西部地区に一部平坦地がみられるが概して宅地や農地は少なく、住宅地等は地域を東西に横切る国道218号線をはじめとする主要道路に沿って点在し、農地もその大部分が丘陵地や傾斜地で、棚田等として利用されている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 9人（うち、認定5人、女性1人）
- (2) 推進委員数 17人（うち、認定2人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3人（うち専任2人、専兼1人）

3 掲げた目標

地域における農業の継承

農業従事者の高齢化に伴い離農や規模縮小が発生してきており地域担い手の確保が困難な状態になっている。

そのため、美里町の農地で農業を体験してもらい、一つのきっかけとして農業の重要性を学習してもらおう。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

イモ掘り体験は、令和4年10月31日に美里町馬場地内で実施し、農業委員9名の指導のもと小学生25名が体験をした。隣接地には、再生困難な農地があり維持管理の重要性を今回の体験を通して学んだ。



【イモ掘り体験当日の様子】

5 取組みの成果

農家数が減少していく中、このような活動を通し農作物の成長や草取りなどの大変さを経験することは、子ども達にとっても、地域にとってもとても良い取り組みになったと思われる。

また、収穫したサツマイモは、子ども達のお土産として提供できた。

6 課題と今後の方針等

農地の有効利用を推進する為に、農地集積・集約化が重要であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局が協力し、積極的な活動を行うことにより、農地の有効利用を図っていく必要がある。

みふね農地利用最適化の推進運動

農委会名：御船町農業委員会

1 地域の概要

御船町は、熊本市の東南東に位置し、東西約20km、南北に約10kmに広がり、平坦地域と山間地域に大別でき、その間を緑川、御船川、矢形川が流れている。

平坦地域はまとまりのある水田地帯と御船原台地、豊秋台地、高木台地からなり、山間地域は阿蘇外輪山の南西斜面により構成される。また、九州縦貫自動車道「御船インターチェンジ」、九州中央自動車道「小池高山インターチェンジ」、「上野吉無田インターチェンジ」を有し、全国でも珍しい3つのインターチェンジがある九州の大動脈としても注目されている。

農業構造については、熊本市近郊にあることから兼業化が進行化している。

町平坦部では、土地利用型農業を中心とした農業形態であり、中山間地域では担い手不足による農地の遊休化が深刻化している。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち、認定11人、女性1人）
- (2) 推進委員数 10人（うち、認定2人、女性0人）
- (3) 事務局体制 4人（専兼）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の集積・集約化 91.0ha
- (2) 遊休農地解消面積 3.1ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 農地の集積・集約化

農業委員、農地利用最適化推進委員により、担当地区内において農地の貸し借りに関する周知を行い、農地の集積及び集約化を図った。併せて、令和5年4月から施行される農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により農地バンクを介した農地の賃貸借に一本化されることも周知した。

(2) 耕作放棄地対策

8月に実施した農地利用状況調査を基に、農業委員会及び事務局で現地調査を行い解消農地や新規遊休農地を確認するとともに、地図やデータに記録し、所有者にあっせん等の指導を実施した。

また、再生が困難と見込まれる耕作放棄地（B分類）については、非農地化を推進することで耕作放棄地の解消を図った。

5 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

- (1) 担い手への農地集積実績 57.2ha（新規実績：28.3ha）
- (2) 遊休農地の解消面積 6.7ha



【現地確認の様子】

6 課題と今後の方針等

農業者の高齢化等による後継者不足と農産物価格低迷による生産意欲の減退、さらに中山間地域においては鳥獣被害による耕作困難地の増加等により耕作放棄地が増えている。

一時的に解消を図っても、継続的・安定的な解消に繋がりにくいため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を図り、農地の状況把握並びに解消対策に取り組んでいく。

遊休農地解消活動と担い手への集積活動

農委会名：嘉島町農業委員会

1 地域の概要

嘉島町は東部に一部丘陵地を有するものの、殆どが平坦地区であり、普通作を中心に農業経営が進められている地域である。また、地域によっては施設園芸（イチゴ、トマト）が盛んに行われている。農業振興地域の農地は1,480.0haであり、そのうち農用地区域は689.8haとなっている。区画整理事業の施行により、町全体において都市化が進み、今後益々農地の減少が進む傾向にあるため、遊休農地を無くし、優良農地の確保を進めていくことが課題である。

また、それらの優良農地を担い手へ集積し、より効率のよい農地の利用を進めていく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数のみ 17人（うち、認定7人、女性1人）
- (2) 事務局体制 3人（兼任）

3 掲げた目標

- (1) 遊休農地解消活動（農地パトロール）
- (2) 担い手への農地集積の取り組み

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 遊休農地解消活動（農地パトロール）

環境美化と遊休農地の解消を目的に農業委員17名と事務局3名の計20名で、2班に分かれて、重点地区を中心にパトロールを実施した。未解消の農地の現状と耕作放棄地の把握を行い、今後の方針を検討した。



【農地パトロールの様子】

(2) 担い手への集積活動

本町では、平成27年度に、各地区に存在していた営農組織を統合させる形で大規模な農事組合法人「かしま広域農場」が設立された。今後はその「かしま広域農場」やその他の認定農家への面的な集積をはかっていくことが必要である。そのための活動として、農業委員会では、利用権設定をしていない農地の所有者や貸借期間の満了を迎える農地の所有者などに対して、担い手への利用権設定を促している。

5 取り組みの成果

(1) 遊休農地解消活動（農地パトロール）について

農地パトロールの結果、新規の遊休農地及び耕作放棄地が1,911㎡見つかった。農業委員が農業経営基盤強化促進法にて農地の賃貸借契約をし、耕作放棄地有効利用促進事業を活用して再生作業、営農定着を行い、6,355㎡耕作放棄地の解消に繋がった。

(2) 担い手への農地集積の取り組みについて

新たに農地を貸したい所有者や貸借期間の満了が近づいた所有者に対しては、農地中間管理事業の活用を働きかけ、将来の面的な集積を見据えた権利設定を進めている。令和4年度（2022年度）の農地中間管理機構を活用した貸借件数は31件（約13.2ha）となっている。

6 課題と今後の方針等

遊休農地の解消活動については、草刈り等の保全管理をされている農地については、今後作付け再開出来るように指導していく。また、遊休化している農地に関しては、事業等を活用しながら再生作業を行なっていく。

担い手への集積活動については、今後も農地中間管理機構を活用した利用権設定を進めるとともに、5年後、10年後の将来を見据えた人・農地プランの作成を進めていく。

ましき農地利用最適化の推進運動

農委会名：益城町農業委員会

1 地域の概要

益城町は熊本県のほぼ中央北寄りに在り、南部山麓一帯には中山間農地、中央平坦部には水田地帯、そして北部台地には畑地帯が展開している。特に北部台地の畑地域では、瓜類を主とした施設園芸の取り組みや甘藷栽培が盛んに行われ、県下でも有数の大地を形成している。

平成28年に発生した熊本地震により、農地や用排水路が被災した。耕作できない状態が続いたが、現在は復旧が進んでおり、元に戻りつつある。

農業就業者の高齢化、担い手不足、兼業化の進展等様々な問題を抱えているため、今後は、高効率・高付加価値の農業経営の推進、計画的な農地集約化の推進、新たな担い手の受け入れ、育成等に取り組んでいく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち、認定8人、女性0人）
- (2) 推進委員数 16人（うち、認定9人、女性1人）
- (3) 事務局体制 4人（うち、専任3人、兼任1人）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
集積目標 新規実績：83ha
- (2) 遊休農地解消面積
解消目標：1,12ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

口頭契約を結んでいる事例が多く見受けられることについては、引き続き町農政担当が行っている転作関係書類発送時に、利用権設定及び農地中間管理機構を利用した賃貸借契約の手続きの案内を同封し周知を行い、利用権の設定を促すよう促した。

遊休農地対策として、農業委員及び推進委員において、新たな遊休農地の発生を未然に防ぐよう平時からの農地パトロールを増やし、発生の未然防止に努めた。

また、利用状況調査においては、まず、農業委員、推進委員のみで現地確認を行い、解消の見込みがある遊休農地については、農業委員、推進委員、事務局（2名）にて再度現地確認を行い、解消見込みのある農地について重点的に意向調査することで、遊休農地の解消を促進した。

5 取組みの成果

- (1) 令和4年度担い手への農地集積実績 74ha
貸したい等要望があった農地については、農地の所在する地区の農業委員、推進委員が新たな耕作者の掘り起こしを行い貸借につなげることができているため、今後も引き

別紙様式①

続き続けていく。

(2) 遊休農地の解消面積 3.8ha

意向調査を行い、所有者の意向を確認した。貸したい意向がある農地については、農地の所在する地区の農業委員等、推進委員等に伝え、新たな耕作者を探しているが、農地の条件が合わず、貸借に繋がらないケースも多くみられる。

一方、耕作者が見つかり、所有権移転を行い、解消できた農地もあった。



【解消前】



【解消後】

6 課題と今後の方針等

本町の集積面積は増加傾向にあるが、高齢化による担い手の減少が進行していることもあり、今後は集約にも注力し、より効率的な営農を推し進める必要がある。

遊休農地の解消についても、同様の理由により解消を行ったとしても翌年度には新たな遊休農地が発生している状況である。

また、荒廃農地の非農地判断についても、町の抱える大きな課題となっているため、町で非農地判断の取扱いなどについて定め、その環境を順次整備する必要がある。

町の農業を衰退させないためにも、人・農地プランに沿った集落単位での営農体制を、農業委員及び推進委員が中心となり、構築していくことが今後求められる。

こうさ農地利用最適化推進運動

農委会名：甲佐町農業委員会

1 地域の概要

甲佐町は、熊本県のほぼ中央に位置し町の中心部を一級河川緑川が還流するなど豊かな自然環境と豊富な水を活用して、農業を中心として発展してきた。

本町の農業の特徴としては、中山間地域と平坦地域の2つの地域が存在しており、中山間地域では地域性を生かした農業、米、花木、果樹等の栽培が行われてきた。

また、平坦地域では肥沃な大地と豊かな水の恵みを受け、米、麦、大豆の土地利用型農業に加えて高収益性の花卉・花木、ニラ、スイートコーンが栽培され、この作物については県内でも有数の産地となっており、本町の特産品として位置付けている。

今後の課題としては、農業従事者の高齢化が徐々に進んでおり3人に1人が70歳以上という状況となっているため、担い手への農地の集積、集約化をどのように進めていくかと合わせて、中山間地域では若者の流失に伴い担い手不足や有害鳥獣による被害の発生も年々増加傾向であるため、有害鳥獣対策や遊休農地発生の抑制など農地を利用しやすい環境づくりをどのように進めていくかが課題となっている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14名（うち、認定10人、女性2人）
- (2) 推進委員数 10名（うち、認定4人、女性0人）
- (3) 事務局体制 4名（兼任）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地集積面積（累計） 944.0ha
- (2) 非農地判断面積 5.0ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 農地の集積・集約化の推進

本町農業委員会では、農地パトロールによる現状の把握を行いながら集積が可能と思われる農地については、受け手の掘り出しを行いながら、農地の集積に努めている。

その他、利用権設定の更新時期を迎えた農地についてはなるべく円滑な更新へと繋がるよう農業委員、農地利用最適化推進委員が手分けし、農地所有者及び耕作者を訪れ、更新手続きを行っている。

(2) 非農地化の推進

管内農地全筆1,614haの利用状況調査を実施し、荒廃が確認された農地を農地管理部会により再度調査を行い、非農地判断を行っている。

また、非農地証明願も随時受付を行い、農地管理部会での現地確認時等に併せ非農地判断を行った。

5 取り組みの成果

- (1) 担い手への農地集積面積（累計） 668.0ha
本年度の新規集積面積 12.5ha
集積率 56.6%

成果としては、集積目標面積944haに対し668haで、56.6%の集積率となった。

- (2) 非農地判断実績 4.9ha

令和4年度農地利用状況調査により、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が約101.6haあり、特に荒廃が進んでいる農地を、農地管理部会により現地調査を実施した。その後、農業委員会定例総会に諮り、4.7haの非農地通知書を発送した。

また、非農地証明願の出された0.2haについても、農地管理部会により現地調査を実施、農業委員会定例総会に諮り、非農地証明書を交付した。

6 課題と今後の方針等

今後においては、農業者の減少や高齢化に伴い耕作できなくなる農地が出てくることが予想されるため、新規就農者の把握や規模拡大を希望する農家の把握など情報収集活動や地域計画における目標地図素案の作成や関連会議への参加などを行いながら、農地の利用集積・集約を図っていく。

また、農地への再生が困難と見込まれる荒廃農地が今後も発生することが予想され、守る農地と守れない農地の区分けを行い、守れない農地については非農地化を行っていく。

その活動の主体として、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携した農地利用最適化実践チームを編成し、このチームごとに担当地区の農地利用の最適化活動に努めていく。



【利用状況調査】



【非農地判断現地確認】

やまと農業・最適化推進運動

農業委員会名：山都町農業委員会

1 地域の概要

本町は熊本県の東部に位置し、県内自治体で3番目の面積を誇っている。その面積は544.83km²を有しており、阿蘇南外輪山から九州山地の脊梁までを圏域に、起伏に富んだ独特の渓谷を形成している。標高は300m～900mの豊かな自然を中心とした中山間地域にあるため、多くの集落に農地が点在する農業の条件不利地域である本町において、将来の集落の農地を保全するため、人・農地プランにおける担い手を支援するとともに集落営農を推進している。

また、本町は有機農業の先進地でもあり、安心・安全な農産物を生産する環境保全型農業に積極的に取り組んでいます。米・茶・栗・トマト・キャベツ・ブルーベリー、椎茸やタケノコなどの農産品が有名である。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 19人（うち、認定11人、女性2人）
- (2) 推進委員数 28人（うち、認定11人、女性1人）
- (3) 事務局職員 4人（うち、専任3人、兼任1人）

3 掲げた目標

研修活動の充実と耕作放棄地の解消

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

農地利用の最適化を推進するため、町内を8区域に分けて農地利用最適化実践チームを編成し、目標達成に向け、年間を通してその達成に向けてチームごとに計画から実践までを行いました。また、自己研鑽の機会ととらえ、農業委員、推進委員参加のもと研修会を実施した。



【農地利用最適化推進研修会研修の状況】

【別紙様式③】

5 取り組みの成果

耕作放棄地の解消に向けて、年間を通じて農業委員による農地パトロールを行った。



【農地パトロールの状況】

6 課題と今後の方針等

中山間地域における農業を取巻く情勢は、農業者の高齢化・後継者不足・有害鳥獣被害、並びに耕作放棄地の増加など、以前にも増して大変厳しい状況になってきている。

このような中、集落営農や地域全体で農地の維持や保全・管理のための取組みを推し進めていくこと。併せて、農業者が高齢化していくなか老後に安心・安定した生活が出来る基盤を築いていく体制づくりが必要と思われる。

農業委員会及び関係機関の連携した総合的な取組や、農地利用最適化実践チームの有効的な活動が、これからの農地保全や農業生産及び生活基盤造りに繋がるものと考えられる。

あらお非農地化推進運動

農委会名：荒尾市農業委員会

1 地域の概要

荒尾市は、熊本県の最北端に位置し、東に小岱山を望み西に有明海が広がり、温暖な気候に恵まれ果樹栽培が盛んである。

小岱山の山間部にみかん栽培、なだらかに広がる丘陵地には梨の栽培が行われている。有明海に注ぎ込む関川、菜切川、浦川の河川沿いの上流部谷間に田畑が点在し、下流部に圃場整備をした水田地帯が広がる。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち、認定11人、女性2人）
- (2) 推進委員数 6人（うち、認定5人）
- (3) 事務局体制 5人（うち、専任4人、兼任1人）

3 掲げた目標

管内全農地面積1,711ha全ての農地の利用状況調査及び非農地調査を実施し、非農地判断を行うもの。また、農振農用地内の農地についても農政部局側と打合せの上、非農地化を検討する。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

平成25年度より農業委員会において農地法上の「農地」に該当するか否かを仕分ける取組みを支援する「用途転換促進事業（当時の制度）」を実施し、復元が不可能と見込まれる耕作放棄地について、農業以外の利用を志向する「非農地化」を促進する。市内6地区の内、平成25年度に2地区実施、平成26年度に2地区、平成27年度に3地区、平成28年度以降は毎年、全地区を実施した。

5 取組みの成果

管内全農地1,711ha（17,859筆）に対し、全ての農地の利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地51.7ha（691筆）の判定を行い、その全てに非農地通知を発出した。

なお、農業委員会総会で非農地判断された農地について、法務局及び本市固定資産税部局と連携し、所有者から同意が得られた377筆を地方税法の規定に基づき、市が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行い、法務局が地目変更登記を行ったものである。



【非農地調査の様子】

6 課題と今後の方針等

令和3年度より法務局及び本市固定資産税部局と協議・連携し、農業委員会が非農地とした土地について、所有者から同意が得られた分を地方税法の規定に基づき、市が職権で一括して法務局に地目の申出を行い、法務局が地目変更登記を行ったものである。

今後、非農地とした土地の地目変更なされていない分について、引き続き法務局及び本市固定資産税部局と協議していく必要がある。

たまな農地利用最適化推進運動

農委会名：玉名市農業委員会

1 地域の概要

本市は熊本県北西部に位置し、南北の距離は約17Km、東西は約14.5Km、地域の面積は152km²である。

有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然や数多くの歴史的資源に恵まれており、産業面では米をはじめとする野菜、果物などの農産物や海苔・アサリなどの水産物の生産が盛んである。

農業構造については、近隣の市町へ通勤が利便化して兼業が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化し、また施設型農業については、規模拡大が進んでいる。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 19人（うち、認定11人、女性2人）
- (2) 推進委員数 19人（うち、認定10人）
- (3) 事務局体制 9人（専任）

3 掲げた目標

遊休農地の解消面積 3.0ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

昨年は、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員で地域ごとに分かれ、連携を図りながら遊休農地の判断を行った。

1号遊休農地と判断した農地は利用意向調査を行い、貸付希望の農地は中間管理機構へ貸付けを行っていく。非農地化については現地を確認し、所有者の状況や意向を確認したうえで非農地化しても支障がでないよう留意して実施した。



【農地利用状況調査】



【非農地判断】

別紙様式①

人・農地プランの実施化に係る地域話し合い活動を令和4年10月から11月において、農業委員・農地利用最適化推進委員が市内各地区の話し合いに参加した。

今回は、令和2年度の実質化の際に行ったアンケートの結果を地図化したものを確認しながら、各地域の現状や課題について意見交換を行い、地域の魅力や将来の農業の在り方について話し合いを行った。



【各地区の話し合いの様子】

5 取り組みの成果

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携・協力し、農地の利用状況や担い手の状況など各委員が情報共有を行い、現地確認を行った。農地の利用状況調査後、1号遊休農地の所有者に利用意向調査を実施し、貸付けを希望する意向があった農地は中間管理機構へ貸付けを行う。

1号遊休農地の231筆(233, 531㎡)に利用意向調査を行い、138筆(99, 476㎡)の回答があり、うち78筆(60, 124㎡)が農地中間管理機構の制度を利用したいとの意向であった。

再生利用が困難な農地の188筆(134, 002㎡)のうち102筆(69, 279㎡)に非農地通知を発送した。

6 課題と今後の方針等

現状としては、農業者の高齢化や担い手不足による荒廃農地が増加している。

今後は、再生が見込まれない農地については非農地化等、新たな土地の活用方法を検討していく必要がある。今後は、今まで以上に地域の声を聞き、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を密にして農地の有効利用に資する活動を展開していきたい。

ぎよくとう農地利用最適化推進運動

農委会名：玉東町農業委員会

1 地域の概要

本町は、熊本県の北部、玉名郡の南東部に位置し、東は熊本市、北は山鹿市、玉名市及び和水町、西は玉名市、南は熊本市及び玉名市に接している。

周囲を山に囲まれて中央が盆地となっており、中央部から北西に向かって木葉川が流れ、菊池川に合流している。田畑、山林の割合が多く、産業は農業が主体で、町南部は、隣接する熊本市及び玉名市とともに金峰山麓オレンジベルトを形成するみかんの中核的生産地で、他にも、ナシ、スイカ、ハニーローザなどの生産も盛んである。

しかし、農業従事者の高齢化、担い手不足などで遊休農地が進み、有害鳥獣の被害や農地集積等、農地の有効活用ができてない。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人(うち、認定7人、うち、女性2人)
- (2) 推進委員数 10人(うち、認定4人)
- (3) 事務局体制 2人(うち、専任1人、兼任1人)

3 掲げた目標

生産者の高齢化や後継者不足により、営農が行われなくなり、農地が荒廃し、原野、山林化している状況が拡大してきている。

そのような中、各委員が自主的に活動し荒廃農地の解消に努めるとともに、農地として復元が不可能な場合は非農地化を実施する。

4 目標達成に向けた取組み(運動)内容

非農地化については、現地確認を行い、所有者の状況や意向を確認したうえで、非農地化しても支障が出ないように留意して実施している。

5 取り組みの成果

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、合同会議を催し全体及び担当地区の協議で、荒廃農地の状況などの各委員が意見を出し合い情報共有を行ったうえで、農地確認の実施を行っている。

非農地化の取組については、毎年行っており、今後も継続していく予定。

(別紙様式①)



【現地確認の様子】

6 課題と今後の方針等

農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携を図りながら遊休農地の判断を行った。現状としては、農業者の高齢化と新規就農者の減少による遊休農地が増加している。

今後は、遊休農地の発生防止やその解消、また、担い手への農地の集積を推進していくため、互いに連携を図りながら、農地利用の最適化の推進に努めていく。

なごみ農地利用最適化推進運動

農委会名：和水町農業委員会

1 地域の概要

和水町は、熊本県の北西部にあり、福岡県との県境に位置する。南北約19 Km、東西約9 Km、面積98.75 km²の中山間地帯である。

山間部では、みかん、ブドウ等の経営が行われ、平坦部では、主作物である水稻の外、スイカ、いちご、ナス等の施設園芸が盛んである。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人（うち、認定7人、女性2人）
- (2) 推進委員数 17人（うち、認定6人）
- (3) 事務局体制 2人（専任）

3 掲げた目標

遊休農地の解消 2ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

発電大手の電源開発（Jパワー）が、和水町の遊休農地1haでバイオマス燃料用のイネ科の多年草「エリアンサス」を試験栽培しており、令和5年3月に初めて収穫した。

火力発電所で石炭などと混燃させ、化石燃料の使用量抑制を図る技術開発の一環として、国が将来性に注目している。

5 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

電源開発の元九州支社長である町民の方が、和水町農業委員会に相談されながら、企業誘致をされ、遊休農地1haの有効活用に繋げることができた。また、同社が栽培を委託する「瑞輝科学生物」が、土地所有者の2者（町民）と管理委託契約を結んだ。



【エリアンサスの植え付け】

6 課題と今後の方針等

令和5年度は、栽培面積を倍以上に増やす計画であり、電源開発の技術開発部としては、「火力発電所での混焼が主な狙いだが、地域の各種ボイラーの代替燃料や、炭化させて土壌改良に用いる道も探りたい。」との意向である。

非農地化の推進

農委会名：南関町農業委員会

1 地域の概要

南関町は、熊本県の北西部に位置する四方を山に囲まれた丘陵台地にあり、稲作を主体とした農業が中心であることから、近年では、ヒノヒカリ主体の米作りが定着し、銘柄の確立を目指している。

また、一部の農家においては施設園芸を導入した複合型の農業が営まれている。

今後土地利用型農業においては、農用地の集積、集約化の促進を図り経営規模の拡大によるコスト低下及び品質向上を図る。また、農業所得の確保を図るため、ナス、いちご、トマト、バラ等施設園芸の拡大に努める。

さらに、土地利用型農業、施設型農業相互間において労働力の提供、農地の貸借等において役割分担を図り、地域複合として農業の発展を目指し、基盤となる優良農地の確保を図り、農業振興地域整備計画に則した秩序ある土地利用を目指す。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人（うち、認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 11人（うち、認定5人、女性1人）
- (3) 事務局体制 2人（うち、専任1人、兼任1人）

3 掲げた目標

非農地化の推進

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

本町の農地台帳面積約2,068haに対し、再生利用が困難と見込まれる農地が約511haとなっており、農業者の高齢化や減少などによる、耕作条件が悪い農地のさらなる荒廃化が懸念されることから、再生利用が困難と見込まれる農地の適正な処理が必要であると考へ非農地化を推進した。



【再生利用が困難な農地】

5 取組みの成果

10筆、10,922㎡の非農地判断を実施。

6 課題と今後の方針等

今後、さらに農業者の高齢化や兼業農家の減少による農地の荒廃化が懸念されるなかで、農地への復元が困難な農地、また農地としての利用の見込みがない農地の非農地化を推進すると同時に、町など他団体と協力し、農業者の育成、担い手への農地の集約・集積、基盤整備などを推進することにより、後世に残すべき農地に対して注力することが必要である。

地域計画の策定に向けて

農委会名：長洲町農業委員会

1 地域の概要

長洲町は有明海に面し、平坦部が主な地形となっており、圃場整備地区、水田地域においては、水稻、小麦、大豆の土地利用型農業が行われている。また、一部の山間地においては、果樹の栽培も行われている。

併せて、ミニトマトや丸トマトの施設園芸作物やなす等露地野菜の栽培も行われている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 10人（うち、認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 8人（うち、認定0人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3人（うち、専任1人、兼任2人）

3 掲げた目標

令和3年度に、町内全地区の実質化された人・農地プランの公表までが終わった。

これからは、令和6年度中の地域計画策定のための目標地図（案）作成に向けて、農地所有者と耕作者の意向確認がスムーズに行えるよう、農業委員及び農地利用最適化推進委員のタブレット研修を重点的に行う。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

令和4年度については、目標地図（案）の策定のための準備期間と位置づけ、策定した「実質化された人・農地プラン」を風化させないために、「人・農地プラン展示説明会」を開催し、座談会に参加された方や農地所有者及び耕作者に広く呼びかけ、多数の方にご参加いただいた。



【人・農地プラン展示説明会の様子】

5 取組みの成果

- (1) 「人・農地プラン展示説明会」参加者 48人
- (2) タブレット研修開催回数 2回

6 課題と今後の方針等

目標地図（案）の作成を図るため、出し手と受け手の意向把握を重点的に図る必要がある。国から配布されたタブレットを活用するための研修や操作説明会等を開催し、委員の活動の拡大を図る。

やまが農地利用最適化推進運動

農委会名：山鹿市農業委員会

1 地域の概要

本市は熊本県の北部に位置し、北は福岡県八女市・大分県日田市、東は菊池市、南は熊本市・玉東町、西は和水町にそれぞれ接している。

農地は中山間地から平地へと広がり、それぞれの地域において米、繁殖牛、野菜等の複合経営やスイカ・メロン・イチゴ等を中心とした施設園芸、また、米・麦・大豆等の普通作物や肥育・酪農等の専門経営がなされており、農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、栗などの果樹やタケノコなどの特用林産物等を中心とした農業経営体が多く、担い手の高齢化・減少が進んでおり、遊休農地の発生が特に懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。

一方、平坦地では土地利用型の米・麦・大豆等の普通作物や飼料稲や飼料用米等の飼料作物、その他たばこ等の工芸作物の栽培が占めていることから、担い手への農地利用の集積・集約化にむけ、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数14人（うち、認定13人、うち女性2人）
- (2) 推進委員数19人（うち、認定5人、女性0人）
- (3) 事務局体制10人（うち、専任6人、兼任4人）

3 掲げた目標とその達成に向けた取り組みの内容

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
【新規集積目標面積】216ha
- (2) 遊休農地の発生防止・解消
【解消目標面積】28.7ha
- (3) 新規参入の促進
【参入目標者数】13経営体

4 目標達成に向けた取り組み（運動）の内容

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
本市の認定農業者は513経営体、農地所有適格法人が60組織、集落営農に取り組んでいる組織が17組織となっている。関係機関と連携を図りながら農地集積・集約を積極的に行いながら、効率的な農地の活用を図る。
- (2) 遊休農地の発生防止・解消
利用状況調査を2回（1回目を7～8月に推進委員の担当区域を推進委員・事務局で、2回目を10月末に市内を3地区（北部・南部・東部）に分け推進委員・農業委員・事務局で）実施し、農業委員と推進委員の情報の共有化を図った。
また、市の広報紙に利用状況調査の周知を行うとともに、市農業振興課、農林整備課、土地改良区等と連携して実施した。

(3) 新規参入の促進

新規参入者の相談等に関する情報を関係機関と共有し、要望に沿った農地のマッチングを進めた。

5 取り組みの成果

(1) 担い手への農地の集積・集約化

令和5年3月末の農地面積6,730ha、累計集積面積3,195ha、集積率は47.5%であり、うち新規の集積面積は8.0haであった。

また、農地利用最適化モデル事業として川南地区において農地の集約に取り組み、1ha以上の団地面積が7.5haから32haに増加し、地区内の集積率も63.5%から77.8%に向上した。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

令和4年3月末の遊休農地の面積は25.2ha、農地面積に占める割合は0.4%であった。

本年度に解消した面積は8.1ha、その内訳は、耕作放棄地解消事業等を活用し営農を再開した面積が8.0ha、転用等により減少した面積が0.1haであった。

利用状況調査を行った結果、新規にA分類と判定した遊休農地については、推進委員等を介して所有者等に利用意向調査を行った件数は20件、面積は20,079㎡であった。また、新規にB分類と判定した9.6haについては、所有者等に非農地通知書を発出した。

(3) 新規参入の促進

関係機関と推進を行い、目標の13経営体に対し、13経営体の新規参入となった。



(モデル地区における担い手意見交換会)



(農地の利用状況調査)

6 課題と今後の方針等

令和4年度に実施した利用状況調査では、農業委員、推進委員及び関係機関と連携を図りながら遊休農地の分類を行った。今後も遊休農地の発生防止やその解消、また、担い手への農地の集積・集約を推進していくため、互いに連携を図りながら、農地利用の最適化の推進に努めていく。

また、令和4年度からは、最適化活動に係る目標を設定し、その達成状況等を点検・評価の結果を公表することになったため、これまでの活動を継続しながら、農業委員、推進委員の活動記録簿への記載を徹底し、農業委員会活動の見える化に努める。

きくち農業・最適化推進運動

農委会名：菊池市農業委員会

1 地域の概要

菊池市は平成17年3月に4市町村（菊池市・七城町・旭志村・泗水町）が合併してできた「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」である。熊本県の北東部に位置し、豊かな水資源と肥沃な大地を生かした農林畜産業を基幹産業としており、特に畜産業においては全国有数の算出額を誇っている。

なお、菊池米・水田ごぼう・イチゴ・メロンなどの農産物も豊富にあり、中でも「七城のこめ」は、日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて最高評価である「特A」を毎年獲得している。

また、市独自の安全・安心を示す「菊池基準」を設け、農林畜産物をインターネットショップ（菊池まるごと市場）により、全国に発信、販売している。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 19人（うち、認定10人、女性5人）
- (2) 推進委員数 30人（うち、認定20人、女性1人）
- (3) 事務局体制 7人（うち、専任4人、兼任3人）

3 掲げた目標

担い手へ農地の集積・集約化面積 200ha
遊休農地解消面積 2ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化

経営の廃止・縮小を希望する農業者が所有する農地や利用権設定期間が満了する農地等をリスト化し、それを基に担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員による受け手へのマッチングを実施した。

区画・形状・作業効率等の条件面から受け手を見つけ難い中山間地域の農地については、簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化を推進するなど、地域の実情に応じた取組みを行った。

(2) 耕作放棄地対策

農業委員及び農地利用最適化推進委員が日頃から農地の巡回パトロールを行うとともに、事務局職員との調査を併用する。

農業委員及び農地利用最適化推進委員が個別に意向調査を実施し、遊休農地の解消に努めた。

(3) 新規参入の促進

熊本県新規就農支援センターや市農政課、JA等の関係機関・団体と連携しながら新

別紙様式①

規就農希望者向けの相談会を開催するとともに、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員による個別相談・農地情報の提供等を行った。

5 取組みの成果

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化

新規集積面積が200haあり、全体の集積面積は3,202haとなり、集積率は55.4%であった。

(2) 耕作放棄地対策

解消実績 5ha

(3) 新規参入の促進

新規参入者 3経営体



【現地確認調査等の風景】

6 課題と今後の方針等

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化

農地利用に係る意向把握・地図による現況把握（耕作状況の見える化）・農地利用の方針策定（中心経営体への農地集積）等、「人・農地プラン」の実質化に向けた様々な活動へ農業委員・農地利用最適化推進委員が積極的に関与することによって、最終目標である「集積率80%」の達成を目指す。

遊休農地の解消

農委会名：合志市農業委員会

1 地域の概要

本市は、県都熊本市の北部に位置し、総面積53,17km²（東西12km、南北8km）となっている。

農業は、菊池台地の水利用による畑地帯と小河川を利用した水田地帯があり、地域の特性を活かした酪農・施設園芸・水稻・葉たばこ等を基幹産業として活発な農業生産活動が行われている。しかしながら、農家の高齢化・担い手不足による減少などに加え、大規模な工場の進出や国道、県道の計画など農地を取り巻く現状は、大変厳しい状況にある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち、認定10人、女性3人）
- (2) 推進委員数 22人（うち、認定7人、女性0人）
- (3) 事務局体制 4人（専任）

3 掲げた目標

遊休農地の解消面積 1.1ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

4月、5月に農業委員及び最適化推進委員に対し「農地利用の最適化活動」についての研修会を実施し、各担当地区における遊休農地の現状を把握し、対象農地の所有者へ解消の働きかけを行った。また、利用状況調査を行う前に研修を行い、遊休農地区分の認識を深め事務局への報告漏れがなくなるよう配慮した。



【研修会受講の様子】



5 取組みの成果

報告漏れを少なくするための研修を行った結果、前年度の報告件数398筆（約36ha）に対し、本年度は601筆（約52ha）の情報が得られた。その結果（緑）区分の農地は昨年と比べ20筆（約0.9ha）増える結果となった。

但し、昨年まで（緑）区分以上と判定された農地のうち29筆（約2.9ha）は解消とすることが出来た。

6 課題と今後の方針等

本年度に関しては、今後の地域計画作成等を見据え出来るだけ報告の漏れがないよう心掛けた。結果として遊休農地の面積は増えることとなったが、実際の数値に近い数値を把握することが出来た。今後は所有者の意向等を踏まえ、解消できるよう活動を行っていく。

おおづ農業・最適化推進運動

農委会名：大津町農業委員会

1 地域の概要

大津町は、熊本市の東方約19km、阿蘇山との中間に位置しており、別府・阿蘇・雲仙などの国際観光ルートの路線にある。

阿蘇外輪山西部に連なる広大な森林、原野地帯とそれより緩やかな傾斜をなして広がる北部畑地帯、阿蘇山を源として東西に貫流する白川の豊かな流れによって南部平野は肥沃な水田地帯を形成している。

国道325号線（久留米～阿蘇～延岡）と国道57号線（長崎～雲仙～大分）が縦・横断し、熊本空港、九州縦貫自動車熊本ICを近くに擁する交通条件に恵まれた田園産業都市となっており、人口は3万6千人を突破し、近年ますます増加傾向にある。

四季折々の自然の風景、人々の暮らしの風景、産業の発展、インフラの整備など、バランスよく調和し発展を続けている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 12人（うち、認定8人、女性3人）
- (2) 推進委員数 17人（うち、認定0人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3人（専任）

3 掲げた目標

| | |
|--------------|------|
| 担い手への農地の集積面積 | 54ha |
| 遊休農地の解消面積 | 1ha |

4 目標達成に向けた取組み(運動)の内容

【担い手への農地の集積・集約化】

・水田地帯の農地集積を図るため、重点的に取り組む2つの地域について町農政課、熊本県、熊本県農業公社（県中間管理機構）、JA菊池と連携し、地域の農業委員・推進委員も積極的に関わり農地集積に向けての協議を実施した。

- ・重点地区① 岩坂・中島地区 集積実績33.78ha
- ・重点地区② 矢護川・真木地区 集積実績20.00ha



【農地集積に向けた説明会の状況】

別紙様式①

【耕作放棄地の解消】

- ・耕作放棄地について、周囲で耕作する担い手等へ再生により集約化を図れないか協議を行い、49haの解消を図ることができた。



【着工前】



【しゅん工】

5 取り組みの成果

- ・農地集積の2つの重点地域のうち岩坂・中島地区は、平成20年から平成26年まで県営圃場整備事業（経営体育成型）により59haの圃場整備を実施。併せて集落営農法人「農事組合法人大津白川」を設立し農地の集積を図っている。令和4年度は農地中間管理機構を活用し、(農)大津白川の他、地域担い手7経営体へ33.78haの農地集積を実施した。
- ・矢護川・真木地区は、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、令和6年度事業採択を予定しており、農地集団化のため農地中間管理機構を活用し、地区面積（従前地）34.8ha、区画工（換地後）23.0haのうち、20haの農地集積を実施した。
- ・農業委員及び推進委員は上記事業の役員も兼ねており、説明会、話し合いへの積極的な参加を行った。
- ・耕作放棄地解消については、令和4年度耕作放棄地解消事業（耕作放棄地有効利用促進事業）を活用し、粟49aの植栽を実施した。

6 課題と今後の方針等

- ・【経過】水田地帯については、栽培作物がある程度集約されるため、昭和50年代から圃場整備を進め、地域機械利用組合～集落営農組織～集落営農法人化を図り、4つの集落営農法人を組織し、国施策に先駆けて土地利用型の営農を進めてきた。「(株)ネットワーク大津」は全国の先進事例として紹介されている。
畑地帯は、栽培作物が多岐にわたるため水田農業のような形態は困難なものの、特産品である甘藷・人参等の根菜類や畜産における飼料作物等、土地利用型作物での集積を図ってきた。
- ・【現状】コロナ禍における農産物の消費低迷、農業資材・家畜飼料の高騰、高齢化による農業従事者の減少等に加え、TSMC進出の伴う農地の減少、営農環境の悪化、地価の高騰等、営農を維持・発展させる環境は厳しさを増している。
- ・【課題】農業者、特に担い手経営体が安心して営農できる環境の確保と、労働力不足等を補うスマート農業の導入等を図る必要がある。
- ・【方針】今後、地域計画策定に向け、町農政課、熊本県、熊本県農業公社、JA菊池と連携し、担い手への集積・集約化を図りつつ、併せて耕作放棄地の解消も図る。

くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み

農委会名：菊陽町農業委員会

1 モデル地区の概要

- (1) 地区名：原水上鉄砲小路地区
- (2) 地区内の農地面積：6.7ha
- (3) モデル地区を担当する農業委員数及び推進委員数
 - ① 農業委員数：1人
 - ② 推進委員数：2人

2 地区の実態を踏まえた取組みの方向

基盤整備済みの農振農用地について、地域計画策定時の委員等の動きを想定し、アンケートの配布から目標地図素案の作成までの動きについて、モデル地区を通して検討する。

3 取組みの概要

該当地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員が自らモデル地区の概要と取組の趣旨を説明し、地権者及び耕作者にアンケートを配布し回収。その後事務局にてアンケート内容を集計し、目標地図の素案イメージを作成した。

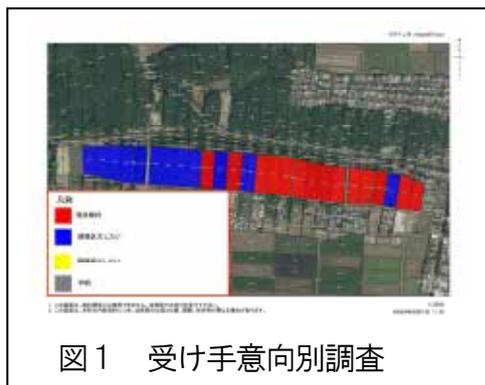


図1 受け手意向別調査



図2 集約圃場のイメージ

4 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

当該地区は実質化された人・農地プランの中心経営体が多く耕作している地区であることから、現状維持または規模拡大を志向する農業者のみであり、地元委員が直接関与したことから、アンケートの回収率も非常に高かった。

受け手・出し手の意向把握件数 15件中14件 回収率93%

5 課題と今後の方針等

目標地図素案作成までのイメージはできたため、今後は農地の集積・集約についての協議を行う必要がある。

しかし、集約に前向きな耕作者は8件中3件にとどまったため、まずはこの3件で農地の交換等を行い、集約化に取り組むのか、残りの5件が必要と考えるまで協議を行うかを決定する必要がある。

稼ぐ・つなげる農業活動「あそ」

農委会名：阿蘇市農業委員会

1 地域の概要

本市は、平坦地と高冷地に分けられ、平坦地は豊富な水資源を活用した稲作地帯で、地下水の涵養にあたって重要な地域である。更に、担い手への農地の集積が進んでおり、農道やかんがい施設の保安全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

高冷地は、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、豊富な自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要となっている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数：19人（うち、認定13人、女性3人）
- (2) 推進委員数：21人（うち、認定9人）
- (3) 事務局体制：4人（専任）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の利用集積・集約面積 4,503.0ha
- (2) 緑区分の遊休農地の解消面積 0.4ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 担い手への農地の利用集積・集約化

農業者従事者の高齢化や後継者不足等で、自力での耕作や維持管理が難しくなっている農地について、地域の実情を聞くため集落座談会を開催し担い手農家への集積や、周辺の耕作者等へ借り手の探索を行った。

また、農地移動適正化あっせん事業を活用し、経営体への農地の売り渡しも併せて推進した。

(2) 遊休農地の解消

耕作放棄地の発生防止や解消のため、管内12地区の班編成で農地パトロールを実施し、阿蘇、一の宮、波野地区毎の利用状況調査および意向調査を行った。

また、県の耕作放棄地解消事業に取り組み、農地再生の支援を行い遊休農地の解消に努めた。

5 取組みの成果

(1) 担い手への農地の集積・集約化

令和4年度の担い手への農地の集積面積は、2,622haと目標の98.5%を達成した。

(2) 耕作放棄地の解消

令和4年度の緑区分の遊休農地の解消面積は、1haと目標を大きく上回る達成率と

なった。



【農地パトロールの様子】

6 課題と今後の方針等

- (1) 人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いに参加し、今後は、実質化した人・農地プランを実現していくため、市や県、JA等の関係機関と連携し、これまで行ってきたことを継続しながら、農地の集積化・集約化を推進していく。
- (2) 耕作放棄地の解消については、これからも引き続き県の耕作放棄地解消事業に取り組むことで農地を再生し、新たな借り手へ再生した農地のあっせんを行っていきたい。
また、農地パトロールの適正な実施や耕作放棄地所有者等への意向調査を行い、耕作放棄地の解消・発生防止に努めていく。

くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み

農委会名：南小国町農業委員会

1 モデル地区の概要

- (1) 地区名：波居原地区
- (2) 地区内の農地面積：40.5ha
- (3) モデル地区を担当する農業委員数及び推進委員数
 - ① 農業委員数：1人
 - ② 推進委員数：1人

2 地区の実態を踏まえた取組みの方向

高齢化等による農業経営の不安から、将来的に安定した農業経営を地域全体で取り組むことを目指し、地域営農法人の設立を計画した。

3 取組みの概要

中山間地区である本町内において比較的平坦かつ優良な農地を持つ波居原地区であるが、地域の将来には安定的な農業経営を地域で組織的に取り組むことが必要と考え、平成25年頃から話し合い活動を重ねながら段階的に組織化に取り組み、この度営農法人を設立させることに成功した。

町農林課及び農業委員会としては、情報収集や関連機関との連絡調整、座談会への参加等によって法人設立の支援を行ってきた。



【法人による農地集積計画図面】



【農事組合法人はいわら設立総会】

4 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

- (1) 法人組合員数 18人
- (2) 法人出資口数 70口
- (3) 法人への集積面積 7.8ha

法人設立のため地域農業について話し合いを重ねたことで、各組合員が地域の現状についてより強い当事者意識をもって将来像を共有することができた。

併せて、組合員それぞれの状況を柔軟に考慮した作業計画や共同機械利用計画を立て

ることが可能になり、効率化・省力化が実現されつつある。



【先輩組合員の指導を受けながら作業に取り組む】



【作業日程はスマホを活用した共有連絡網にて】

5 課題と今後の方針等

設立当初の法人加入農地面積としてはおおむね計画どおりであるが、今後の運営のためには面積規模を拡大する必要がある。地域内の未加入農地加入による規模拡大を進めつつ、安定的な営農に必要な機械・資材の整備を計画的に遂行していく方針である。

おぐに農地利用最適化推進運動

農委会名：小国町農業委員会

1 地域の概要

小国町は、熊本県の最北端で、阿蘇外輪山の外側にあり筑後川の上流に位置する。東・西・北部を大分県、南部を南小国町と隣接し、涌蓋山が1,499mで小国町の中で一番高く、逆に一番低いのは海拔320mの杖立。東西18km、南北11kmで総面積は136,72km²。その総面積の74%は山林が占める農山村地域である。

九州山脈の屋根に位置しているため気温の変化が激しく、夏は涼しく冬は厳しい高冷地帯（平均気温13℃）であり、雨も多く年間降雨量は2,300mmで多雨多湿である。

基幹産業である農林業は畜産、園芸、椎茸など水稻との複合経営が多い。近年は、農家戸数の減少により、耕作放棄地が増え、担い手の育成確保が重要な課題となっている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 8人（うち、認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 12人（うち、認定4人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3人（兼任）

3 掲げた目標

農地利用状況調査の精度向上、無断転用の防止、農地の遊休化の防止

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

今回、農地利用状況調査の精度向上のために航空写真を利用し、遊休農地の位置を特定する精度を向上させた。また、カメラの貸し出しをおこない、現地の写真は調査員と測量ポールを撮影し、自宅や役場の事務所でも荒廃度の確認をおこなえるようにした。荒廃度の判断については、統一した判断ができるよう事前説明会を実施し、荒廃度の判断の精度向上をおこなった。



【利用状況調査】



【遊休農地の位置特定作業】

5 取り組みの成果

| | | |
|-----------------|------|--------|
| (1) 1号遊休農地（緑区分） | 101筆 | 11.6ha |
| (2) 1号遊休農地（黄区分） | 114筆 | 13.5ha |
| (3) 2号遊休農地 | 124筆 | 13.2ha |
| (4) 非農地判断 | 5筆 | 0.5ha |

6 課題と今後の方針等

農業委員・農地利用最適化推進委員の資質の向上と連携を益々図る必要がある。

なお、中山間地域の農地の最適化には、鳥獣被害、農業者の高齢化、後継者不足など諸問題を抱えながらも、地域の担い手への集積・集約と遊休農地化の防止を進め、地域によっては、法人化等も視野に入れながら、まずは現場活動を行う農地利用最適化推進委員による地道な活動を継続的に行い、その活動から農地の集積・集約や遊休農地化の防止に繋いで行くことが重要である。

くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み

農委会名：産山村農業委員会

1 モデル地区の概要

- (1) 地区名：弁財天
- (2) 地区内の農地面積：40ha
- (3) モデル地区を担当する農業委員数及び推進委員数
 - ① 農業委員数：1人
 - ② 推進委員数：1人

2 地区の実態を踏まえた取組みの方向

当地区は、産山村のほぼ中央に位置し、水稻栽培と施設野菜等を組み合わせた複合経営が営まれている。谷あい水田は、狭小で傾斜地が多く、圃場整備が行われていない条件不利地であるため、農業後継者が少なく、高齢化が急速に進行している状況である。

当地区が有する様々な課題の解決に向け、農業者の経営安定を図る効果的・効率的な水田農業を実践するため、地域での話し合いを進める。

3 取組みの概要

- (1) 地域で話し合いを行い、今後の方向性（法人組織設立）について、意見交換を行った。
- (2) 先進地研修を行い、法人組織設立の経緯や課題等について、意見交換を行った。



【地域での話し合いの様子】



【先進地研修の様子】

4 取組みの成果

- (1) 受け手・出し手の意向把握件数 26件

今後の農業経営について、農家の意向を把握したところ、半数程度が10年以内に辞めると回答がっており、地域の実態把握が出来た。

5 課題と今後の方針等

上記の課題を解決していくため、令和5年度に農事組合法人を設立し、農業者の経営安定を図る。

たかもり農地利用最適化推進運動

農委会名：高森町農業委員会

1 地域の概要

本町は阿蘇五岳と南外輪山の間であり、南阿蘇の中でも奥座敷といわれる静かで自然の安らぎにあふれる町である。

産業は、農林業と観光業が主体で、畑作・稲作・葉タバコ生産・畜産などで発展してきた。昭和30年代から続く高冷地野菜の栽培に加え、近年ではトマトやヒゴムラサキなどの施設栽培が盛んである。

しかし、担い手不足や、高齢化に伴い、農地や農業施設の維持管理に困難が生じている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14名（うち、認定8人、女性1人）
- (2) 推進委員数 18名（うち、認定7人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3名（専兼）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地集積面積 2.0ha
- (2) 遊休農地の解消面積 13.9ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 担い手への農地の集積・集約化

農業者従事者の高齢化や後継者不足等で、自力での耕作や維持管理が難しくなっている農地について、令和2年1月に設立した「農事組合法人矢村の杜」への集積や、周辺の耕作者等へ借り手の探索を行った。

また、農地中間管理機構を活用した利用権設定も併せて推進した。

(2) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地の発生防止や解消のため、規模拡大を希望する担い手へ耕作放棄地の活用を目的したマッチングを実施。

受け手は県の耕作放棄地有効利用促進事業と町独自の補助事業である農地耕作条件改善事業を活用し、農道の整備とまとまった農地1.5haの耕作放棄地解消を実現した。



【解消前】



【解消後】

5 取組みの成果

(1) 担い手への農地の集積・集約化

令和4年度の担い手への農地の新規集積面積は、17.7haとなった。

(2) 耕作放棄地の解消

令和4年度の耕作放棄地の解消面積は、2.5haと目標を達成できなかったが解消された。

6 課題と今後の方針等

(1) 人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いを計画していた新型コロナウイルスの影響により、話し合いができなかった。

今後は、地域計画の作成のため、地域ごとの話し合いを進める。

(2) 耕作放棄地の解消については、これからも引き続き遊休農地への作付けを行うことで農地を再生し、新たな借り手へ再生した農地のあっせんを行っていきたい。

また、農地パトロールの適正な実施や耕作放棄地所有者等への個別訪問を行い、耕作放棄地の解消・発生防止に努めていく。

(3) 地籍調査が未了で農地の山林化が危惧され、町で行う農業振興地域整備計画の見直しと併せて、再生困難な遊休農地の非農地化を進めていく。

くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み

農委会名：南阿蘇村農業委員会

1 モデル地区の概要

- (1) 地区名：立野地区
- (2) 地区内の農地面積 71.51ha
- (3) モデル地区を担当する農業委員数及び推進委員数
 - ① 農業委員数：1人
 - ② 推進委員数：2人

2 地区の実態を踏まえた取組みの方向

立野地区では、熊本地震後に長期避難を余儀なくされ地区住民の村外転出が多くある。その影響を受け農家の担い手も離農などで、地区内農地の遊休農地増加が危ぶまれる。そんな中で、地区内の基盤整備事業を実施し担い手農家が耕作をしやすい環境の整備が急務である。

3 取組みの概要

熊本県農業公社、熊本県、南阿蘇村、南阿蘇村農業委員会とで連携し立野地区基盤整備事業に併せ農地中間管理事業を活用し、利用集積集約を推し進めた。

4 取組みの成果

- (1) 受け手・出し手の意向把握件数 63件
- (2) 農地中間管理機構への貸付実績 31.74ha
- (3) 担い手への農地集積実績 30.72ha



【農地集積や基盤整備事業の取組みに向けた話し合い】



【農地パトロールや現地確認の様子】

5 課題と今後の方針等

基盤整備の本格的な工事着手は令和5年度からであり、従前地での農地集積集約が完了してはいるが、本換地後に更なる集積が出来るように農業委員や関連委員と連携し情報の共有を図る。

にしはら農地利用最適化推進運動

農委会名：西原村農業委員会

1 地域の概要

西原村は、熊本市の東方約20km、阿蘇外輪山の西麓に位置し、東部は俵山をはじめとする広大な原野と山林が占め、西へと台地が広がっている。ほぼ全域が火山灰の黒ボク土壌で、村の基幹産業は、甘藷・里芋・米・畜産を中心とした農業である。

近年は農業従事者の高齢化や担い手の不足等により、特に山間部で耕作放棄が増え有害鳥獣による被害の発生が増加の一途をたどっている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 12人（うち、認定4人、女性3人）
- (2) 推進委員数 9人（うち、認定2人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3人（兼任）

3 掲げた目標

- (1) 守るべき農地を明確化するために再生困難な農地の非農地化を推進する。
- (2) 新規参入後のフォローアップを支援する。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 農地の集積・集約化

最適化活動の目標設定や達成状況の点検・評価等が定められたことを受け、委員の理解を深める研修を実施し、「見える化」するために各委員が日々の活動内容を忘れないうちに記録するよう努めた。

(2) 遊休農地の解消

遊休農地の発生未然防止と再生を目的に、大字毎に農業委員と農地利用最適化推進委員で班編成し、地域を巡回パトロールして農地利用状況調査から農地利用意向調査までを一体的に実施し、現状把握と地域の課題の共有を行った。

また、農地として再生困難な耕作放棄地については非農地化の促進を図った。

(3) 新規就農者への支援

村、JA等の関係機関が連携して、新規就農者（就農希望者を含む）と担い手及び先進的な取組みをしている農家との意見交換会を開催し、事例発表や相談、質疑応答を通して見識と交流を深める取り組みの支援を行った。

別紙様式①



【調査前打合せ会議】



【農地利用状況調査】



【新規就農者意見交換会】

5 取り組みの成果

非農地判断面積 7.6ha

6 課題と今後の方針等

今後ますます農業者の高齢化や後継者不足が進み、荒廃農地の増加が懸念される。非農地判断を適切に実施しながら地元委員との情報共有を図り、農地の保全及び担い手への集積に努め、農地中間管理機構と連携しながら農地利用の最適化を推進していく。

また、新規参入の促進活動の一環として、参入者が継続して安定した営農ができるよう就農後のサポート体制の確立が課題である。

農地利用最適化の推進のための活動

農委会名：八代市農業委員会

1 地域の概要

本市は、九州の中央部、熊本市の南約40kmに位置し、市域は東西約50km、南北約30kmで、約680km²の面積を有している。

東は九州山地の脊梁地帯を形成し宮崎県に境を接し、西は不知火海を隔てて天草諸島を望みます。全面積の約70%が山間地、約30%が平野部からなっており、平野部は日本三急流の一つである球磨川及び氷川などから流下した土砂が堆積してできた扇状地と三角州を基部とした沖積平野と、藩政時代から行われてきた干拓事業により形成されている。

山・川・海そして広大な平野と多様で豊かな自然に恵まれており、特に一級河川の球磨川、氷川のもたらす豊富で良質な水の恩恵を受け、全国有数の農業生産地帯として発展してきた。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 19人（うち、認定12人、女性3人）
- (2) 推進委員数 29人（うち、認定22人、女性1人）
- (3) 事務局体制 7人（専任）

3 掲げた目標

- (1) 農地パトロール（利用状況調査）及び利用意向調査の確実な実施
- (2) 遊休農地の解消活動



【農業委員会による遊休農地の解消活動】

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 市内全域の農地の利用状況調査を実施。対象農地の所有者等に意向調査書の発出
- (2) 農業委員、農地利用最適化推進委員による遊休農地の解消（巡回・指導）

5 取り組みの成果

- (1) 遊休農地解消の対策として、市内全域の農地の利用状況調査を実施。その結果を受け、106件(130筆)に利用意向調査書を発出したところ、58件(70筆)の回答があり、うち21件(24筆)が農地中間管理機構の制度を利用したいとの意向であった。
- (2) 解消面積：8.1 ha

6 課題と今後の方針等

- (1) 耕作放棄地対策
利用状況調査と利用意向調査の確実な実施
関係機関との連携
- (2) 担い手への農地の集約化の推進
農地中間管理機構の特例事業(農地売買等事業)等の活用

ひかわ農地利用最適化運動

農委会名：氷川町農業委員会

1 地域の概要

本町は、熊本県南に広がる八代平野の北部に位置し町の中央部には東から西に県内最大の二級河川の「氷川」が流れている。

総土地面積3,329haの町で、東に丘陵地帯、西部に「西の八郎潟」として全国に名を馳せる、不知火干拓をはじめとした平坦地が広がり、国有林82haを除く3,247haが農業振興地域に指定されている。

近年、農業従事者の高齢化が進む中、担い手不足が大きな課題となっている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち、認定7人、女性2人）
- (2) 推進委員数 13人（うち、認定7人、女性0人）
- (3) 事務局体制 5人（うち、専任3人、兼任2人）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地集積面積 5ha
- (2) 遊休農地解消面積 17ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

農地を適正に管理する担い手への集積を図ることを目的として、所有権移転や利用権設定を推進する。

全体的な取組みとして、農業委員及び農地利用最適化推進委員全員により、全ての農地の土地利用状況調査や、農地パトロールを実施する。



【農地パトロールの様子】

5 取り組みの成果

(1) 担い手による適正な農地管理に努め、売り手、買い手ともに有利な制度を活用するため、特に農用地区域内農地については、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理機構を介した売買につなげた。

管内の農地面積 1, 520 ha

これまでの集積面積 1, 284 ha

農地集積率 84.5%

(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員を行政区毎にチーム編成を行い、土地利用状況調査を兼ねて農地のパトロールを計画的に行った。

A分類（再生利用が可能な荒廃農地） 79 ha

6 課題と今後の方針等

担い手の高齢化、農業従事者の減少により農地の確保・効果的利用を図ることが困難になっている。

後継者の減少や農業従事者の高齢化により、山間部では遊休農地や耕作放棄地などの増加傾向にある。また、山間部では耕作放棄地が多く、これから益々深刻な問題となるおそれがある。

今後、新規就農者が円滑に参入できるように農地の確保の支援を行い、農地中間管理機構と連携して農地のあっせんを推進し、耕作放棄地を少しでも減らしていくようにしなければならない。

みなまた農地等の利用の最適化推進運動

農委会名：水俣市農業委員会

1 地域の概要

本市は、熊本県の南端に位置し、北部は津奈木町と芦北町に、東部及び南部は鹿児島県に隣接しており、西部は不知火海に面している。

総面積は163.29km²で、その約75%を山林が占め、農地のほとんどが中山間地、山間地に集中している。

地域の特性を生かして温暖な沿岸部では、柑橘、サラダ玉葱を主体とする農業が、標高の高い寒冷な山間地では茶業が盛んに行われている。

みなまたの農業の魅力を広く伝えることや農業経営の安定を図ることを目的に、たけのこ・一寸そら豆などの新たな高単価作物の導入、新たなみなまたブランドとしての和紅茶の推進などの取組みも進んでいる。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち認定3人）
- (2) 推進委員数 14人（うち認定3人、女性1人）
- (3) 事務局体制 3人（専任）

3 掲げた目標

- (1) 新規参入者への農地の集積 1.1ha
- (2) 地域計画策定に向けた目標地図素案作成のため、人・農地プラン対象地区を中心に集落座談会に出席し、目標地図素案作成に向けて農地所有者の意向確認や地域の考え方を把握する。集落座談会へ年4回の出席。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

新規参入者への農地の集積については、管内1市2町、熊本県、JA、熊本県農業公社等関係機関で広域的に連携し定期的に協議を行い新規参入相談会等へ出向くことで新規参入者の呼びかけを行う。また、新規参入者が耕作する農地について、情報を把握する。

集落座談会については、該当地域の担当農業委員及び農地利用最適化推進委員が、人・農地プランの対象地域であった集落の座談会等に出席し、地域の農地集積に対する考え方や、所有者等の今後の農地の利用意向のほか、農地に関する課題や問題点等を把握することで、地域計画策定に向けての基礎とし、担い手への集約へと繋げていく。

5 取組みの成果

新規参入者への農地の集積については、管内1市2町、熊本県、JA、熊本県農業公社等関係機関で広域的に連携し新規参入者の呼びかけを行った結果、3経営体が新規参入し、約3.4haの権利移動を行うことができた。

集落座談会については、人・農地プランの対象地域であった集落の座談会に担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員が参加し、地域の現状、課題、将来像等の把握を行うことができた。このことにより、地域の今後の農地をどのように守っていくか等の議論を深めることに繋がり、地域の状況の共有化も図られた。



【集落座談会様子（出席回数数年4回実施）】

6 課題と今後の方針等

本市の多くは中山間地であり、基盤整備事業を推進しているものの、多くの農地は、作業効率の悪い変形地や狭隘な農地が多く、併せて、遠方からの取水や水路の老朽化による補修工事の必要性が多くの集落で課題として挙げられた。加えて、当市の高齢化率は、令和4年3月末現在で41%を超えており、山間部に至っては、60%を超えている集落も存在し、後継者不在農地の増加のほか、担い手そのものが高齢化しており、農地の集積・集約化は当然ながら集落そのもの存続についての不安が見られるようになっている。

また、農地の多くは、鳥獣被害が深刻化しており、従来は猪による被害に加え、特に、鹿による被害の増大が懸念されているところである。

これらの課題に対して、特に、高齢化の進行阻止や担い手不足の抜本的な解決については、地域の課題として、市全体での取り組みが必要であるが、解決策については、なかなか見いだせない状況となっている。このような状況の中、農業委員会においては、今後、地域計画策定に向けた目標地図素案の作成を関係各所と協力して推し進めるとともに、引き続き、基盤整備の推進や第三者を含めた経営継承等を増やしていく取り組みを進めていくこととする。

あしきた農地利用最適化の推進運動

農委会名：芦北町農業委員会

1 地域の概要

本町は、熊本県の南部に位置し、東は球磨川、西は不知火海に接し、海岸部、平坦地、山間部からなり、その立地条件を生かしたデコポン・甘夏・水稻・畜産等を主体とする農業が展開されている。

しかし、農業就業者の高齢化及び減少に伴い、担い手不足や遊休農地の増加等、様々な課題を抱えており、これらを解決するためには、営農環境整備が重要であり、基盤整備等のハード面や将来のビジョンを地域で話し合っって作成する「地域計画」等のソフト面での支援を積極的に取り組んでいく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人（うち、認定6人、女性1人）
- (2) 推進委員数 15人（うち、認定4人、女性1人）
- (3) 事務局体制 4人（うち、専任2人、兼任2人）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地集積面積 99ha
- (2) 遊休農地の解消面積 34ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 担い手への農地の集積・集約化

- ① 農地利用状況調査実施時に優良農地ではあるが、遊休農地になる可能性がある農地の情報収集及び台帳整理を実施。この情報を基に農政担当課、JA、中間管理機構駐在員等と連携し、農地情報の共有化を図った。
- ② 高齢等で耕作管理が困難になった農地等の情報収集を行い、農地の貸し手及び借り手のマッチングを行う芦北町農地あっせん事業（町事業）を組み立て、積極的に農地の有効活用を図った。
- ③ 利用権設定の終了時に農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業の活用推進、担い手への農地集積・集約化の推進に取り組んだ。

(2) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地解消対策として、耕作放棄地解消事業（県事業）及び芦北町耕作放棄地解消促進事業（町事業）など、耕作放棄地対策の各種事業の広報誌へ掲載し周知を行い、事業推進を行った。



【非農地判断の現地確認】

5 取組みの成果

(1) 担い手への農地集積実績 14ha

農政担当課、JA、中間管理機構駐在員等と連携し、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組みを行った結果、集積目標の99haに対して、14haの集積があり、目標を達成することができなかった。

高齢で耕作できない農地等の相談があった場合、情報を関係機関と共有し、農地の受け手を探すことで、農地の有効活用につなげている。

(2) 遊休農地の解消面積 約2.4ha

耕作放棄地対策の各種事業（県・町事業）を活用した耕作放棄地の解消推進に努めたが、実績として繋がらなかった。

非農地判断は、所有者から依頼があったものを優先に行い、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局で現場確認を実施し、森林等の様相を呈しており復元が困難な農地21筆、約2.4haの非農地判断を行った。

6 課題と今後の方針等

(1) 担い手への農地の集積・集約化

農業者の高齢化、後継者不足等により地域の農業を担う者が減少しており、集落全体で農地の保全を行う集落営農組織等の設立及び育成を図る必要がある。

今後も農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域の現状把握、積極的な活動に努めるとともに、関係機関と連携し農地利用最適化の推進を図る。

(2) 耕作放棄地対策

今後も農業者の高齢化と後継者不足により、耕作放棄地は増加する傾向にあると思われるため、引き続き耕作放棄地対策事業（県・町事業）等の啓発を実施するとともに、耕作放棄地抑制のためには、農地集積・集約化、農地相談等が重要であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動により、農地の有効活用を図る必要がある。

今後の方針としては、復元可能な農地については、引き続き耕作放棄地解消事業の周知を行い、耕作放棄地の解消及び農地の利用促進を図るとともに、耕作放棄地になる可能性がある農地については、受け手を積極的に探し耕作放棄地の抑制を図る。

また、基盤整備、水路、農道等ハード面の整備も必要であることから、集落の話し合いの場の提供、関係機関と連携し様々な施策の情報提供を行う。

耕作放棄地の解消（青パパイヤの実証栽培）

農委会名：津奈木町農業委員会

1 地域の概要

津奈木町は、熊本県南部に位置し、東南北を山々に囲まれ、西は不知火海を隔てて天草諸島と相對し、面積は、東西6.7km、南北9.0km、総面積34.09をkm²有し、東西南北を山、川、海によって区切られた区域となっており、標高は260m～520m前後の山々が連続しており、平地が少なく、町土の約6割が森林となっている。

農業については、温暖な気候を生かして、海岸傾斜地や内陸部の平坦地を利用した甘夏みかんや露地・ハウスデコポンの果樹栽培が行われている。水稲については、ヒノヒカリなどを中心に栽培され、裏作としてサラダ玉ねぎを栽培する複合経営的農業生産が展開されている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 6人（うち、認定4人、女性1人）
- (2) 推進委員数 5人（うち、認定4人）
- (3) 事務局体制 3人（兼任）

3 掲げた目標

耕作放棄地の解消の実践 1,000m²

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

耕作放棄地の解消を図るため、高齢により耕作できない農地所有者と利用貸借の契約を行い、再生を図った。本町で、耕作放棄地対策として取組んでいる青パパイヤの実証栽培を行った。4月に植付け、6月から農業委員会内で草刈りなどの作業を当番制で行った。



【作付けしたパパイヤの苗】



【パパイヤの苗を作付けした圃場】

別紙様式①



【パパイヤを植付している様子】

5 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

青パパイヤの実証栽培を行ったことで、約1,000㎡の耕作放棄地を解消することができ、約100個の収穫もできた。また、農業委員会活動の見えるかの推進に努めた。



【成長したパパイヤ（多くの実が成っていた。）】

6 課題と今後の方針等

耕作放棄地は、担い手の減少や鳥獣害被害等の要因により増加傾向であり、今後もできるだけ解消へ向けて、地域一体となった取組を推進していくことが課題である。

今後も高単価作物の導入等による耕作放棄地の解消へ向けて取り組んでいきたい。

ひとよし農業・最適化推進運動

農委会名：人吉市農業委員会

1 地域の概要

人吉市は、熊本県の南部、人吉盆地の最南端に位置し、東西21.6km南北22.1km、総面積210.48km²で、日本三急流のひとつ「球磨川」が東から西へ本市の中央部を貫流し、渓谷を蛇行しながら、延長100kmの流域を経て八代湾に注いでいる。

北緯32度12分36秒、東経130度45分45秒の位置にあり、熊本市・鹿児島市及び宮崎市へいずれも約70kmの等距離の内陸部に位置している。

中心部標高海拔105.7m、耕地は標高100～160mの地帯と標高600～700mの高地にまで散在しており、水田地帯は沖積土、畑は洪積土である。気候は、比較的恵まれた気象条件だが、盆地のため多霧多霜で著しい気温の差がある。

農業では、水稻・葉タバコ・桃・栗をはじめ、地域の特性を活かした畜産・野菜・果樹など多様な農業経営が展開されている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 10人（うち、認定等6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 15人（うち、認定1人、女性1人）
- (3) 事務局体制 5人（うち、専任4人、兼任1人）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の集積・集約化（新規 10ha
- (2) 遊休農地の解消面積 4ha

4 目標達成に向けた取組み(運動)の内容

(1) 担い手への農地の集積・集約化

市の農業振興課の水田台帳と農地台帳を照合して口頭契約を抽出し、戸別訪問にて利用権設定のお願いをした。

(2) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地について、農地の管理、担い手以外との利用権設定などのお願いを戸別訪問により行った。

ひとよし「食と農の絆づくり」プロジェクト会議（部会）が主になり、市内の耕作放棄地を再生し、地元の小学生を対象とした農業体験及び食育活動を展開しながら農地の借り手を探した。

(別紙様式①)



【集落の話合い】



【小学生の農業体験】

5 取り組みの成果

水田台帳との照合から抽出した口頭契約者や農地の利用意向調査から行った戸別訪問により口頭契約の解消を含めて担い手へ約79haの新規集積ができた。

耕作放棄地の解消においては、戸別訪問等で口頭契約が少しずつだが解消されてきていることや、新規の掘起しで純粋なA判定からの耕作の再開が約3.9haあった。

本年も、ひとよし「食と農の絆づくり」プロジェクト会議が主となり実施している耕作放棄地を再生活用した農業体験活動は、小学校(2校)の児童約500人で、学年ごとにさつまいもや大根など、播種から管理、収穫までを行った。

また、令和4年11月に開催された人吉市地域支え合いセンター主催の交流イベントに参加し、農業委員会で播種し栽培したダイコンやカブそれ以外にも委員が自宅で育てたショウガ・サトイモ・タマネギ・もち米等、全16種類の販売も行い、令和2年豪雨災害の被災者支援とあわせて、食育活動としても食や農業の大切さへの理解を深めることができた。



【地域支え合いセンター主催の交流イベント】



【集落の話合い】

6 課題と今後の方針等

今年度は、人・農地プランの話し合いを新たに2地区で行い、18地区中16地区が終わったことになる。残り2地区については、遊水地計画があるため話し合いができず、令和5年度に開催予定である。コロナ感染予防対策のため多くの農業者の参集が難しいこともあり、話し合いができない状況であるが、今後、人・農地プランの実質化を進めることが担い手への集積・集約化及び耕作放棄地の解消に繋がると考えることから、市、農業公社、JA等の関係機関と連携し話し合いを進めていく。

にしき農業・最適化推進運動

農委会名： 錦町農業委員会

1 地域の概要

錦町は、県の南部人吉盆地のほぼ中央に位置し、北部及び南部の丘陵地と中央部が低地をなし、その中央部を日本三大急流のひとつである球磨川が東西に流れている。

中央部の低地一帯には水田が開け南部丘陵地は果樹地帯、北部丘陵地はお茶の生産が盛んな畑地帯となっている。水田地帯は、米作を中心として畜産、施設園芸（メロン、キュウリ、イチゴ等）葉タバコ等を、畑地帯では飼料作付け又果樹地には桃・梨を作付けされ米と組み合わせた経営が行われている。

近年、農業後継者の減少と農業従事者の高齢化が進み、農用地はもとより地域資源の適切な管理に支障をきたすことが予想され、狭い農地については耕作放棄地の増加が懸念されている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 10人（うち、認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 6人（うち、認定2人、女性1人）
- (3) 事務局体制 3人（専任）

3 掲げた目標

- 担い手の農地集積・集約化
新規集約面積目標 36.0ha
- 耕作放棄地対策
解消面積目標 0.4ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- 担い手の農地集積・集約化に係る取組み
農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理事業担当者、JA担当者が情報交換を行い集積、集約化を行った。
所有者・耕作者へ農地中間管理事業の説明を行い、切り替えを促した。
- 耕作放棄地対策に係る取組み
耕作放棄地解消に向けた農地パトロール（利用状況調査）を行い、農地への復元が困難な農地については非農地化を図った。

5 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

- 担い手の農地集積・集約化面積 ー25ha
4つの集落営農組織の解散が伴ったため、集積・集約面積が前年度より減少となった。利用権が終了する際には、農地中間管理事業へ切り替えを順次行っている。
- 耕作放棄地解消面積 0.8ha
国道沿いの耕作放棄地にひまわりやコスモスを植え、耕作放棄地解消や農業委員会活

別紙様式①

動のアピールを行った。



【農地パトロール】



【景観作物の播種】

6 課題と今後の方針等

農業者の高齢化、減少に伴い担い手への集積が徐々に進んではいるが、山間部や狭小地は集積が困難な状況となっている。

今後ますます荒廃農地や遊休農地の増加が懸念されるなかで、非農地判断を適切に実施しながら、優良農地の確保、担い手への集積・集約化に努める。また、地域計画の目標地図素案作成のために各関係機関と連携しながら話し合い活動を行っていく。

あさぎり農業・最適化推進運動

農業委員会名：あさぎり町農業委員会

1 地域の概要

本町は、人吉球磨盆地のほぼ中央に位置し、町の北部を東西に横断する球磨川とその支流である免田川、井口川、阿蘇川、田頭川、銅山川や百太郎溝、幸野溝等の灌漑用水路の水資源を利用する水田地帯と北部丘陵地帯や山間部に形成された畑地帯によって農業が営まれ、農業構造改善事業として圃場整備が他の地域より早く進められ、圃場整備がほぼ完了している。

農業は、水稻、麦、葉たばこ、飼料作物、栗、野菜等を主に作付されており、近年では、法人等の支援により、鳥獣害に影響を受けない作物として、ミシマサイコの葉草栽培にも取り組んでいる。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 26人（うち認定24人、女性3人）
- (2) 事務局体制 5人（専任）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の集積・集約化 40ha
- (2) 遊休農地の解消面積 1ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 担い手への農地の集積・集約化

農業委員の各担当地区において、口頭契約の状況把握に努め、農地中間管理機構を活用した利用権設定と希望がある場合は所有権移転を推進した。

農業委員会だよりを発行し、口頭契約のデメリットと農地バンクの活用について、周知を図った。

(2) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地の発生防止と解消のため、管内5地区を12班体制で農地パトロールを実施し、耕作放棄地における利用状況調査と適正管理または利用権設定などのお願いを戸別訪問により行った。

また、復元不可能な農地については、「非農地化」の推進を図った。

5 取り組みの成果

(1) 担い手への農地の集積・集約化

担い手への農地の新規集積として、利用権設定分67.7ha、所有権移転分11.9haを集積した。

(2) 耕作放棄地の解消

(別紙様式①)

耕作放棄地については、昨年より5.7ha増加したが、新規遊休農地については1.8haを解消した。

農地への復元が困難な農地については、総会で65筆、4.8haの非農地判断を行った。



【農地利用状況調査】



【農地利用意向調査】

6 課題と今後の方針等

「地域計画」の策定に向け、目標地図(素案)を作成していくが、各農業委員により、各担当地区の農地耕作者(所有者)を対象に農業経営意向に関する調査を令和5年度に実施する。

今後は、その調査結果を基に、町、農業公社、JA等の関係機関と連携し話し合いを進めていくことで、担い手への集積・集約化及び耕作放棄地の解消へ繋げていく。

たらぎ農業・最適化推進運動

農委会名：多良木町農業委員会

1 地域の概要

本町は、畑地や樹園地が広がる北部地域と水稻や工芸作物、施設園芸などの作付けが盛んな中央部及び南部地域があり、農業が基幹産業となっている。

しかし、農業従事者の高齢化等に伴い、地域農業の担い手・後継者不足が深刻化し、遊休農地の発生が懸念される。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数：10人（うち、認定6人、女性1人）
- (2) 推進委員数：10人（うち、認定4人、女性0人）
- (3) 事務局体制：3人（専任）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の集積面積 1,025.0ha
- (2) 遊休農地の解消面積 1.4ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 担い手への農地の集積・集約化

農業従事者の高齢化や後継者不足等で、自力での耕作や維持管理が難しくなっている農地について、平成30年3月に設立した「農事組合法人たらぎ大地」への集積や、周辺の耕作者等へ借り手の探索を行った。

また、農地中間管理機構を活用した利用権設定や売買も併せて推進した。

(2) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地の発生防止や解消のため、管内3地区の班編成で農地パトロールを実施し、多良木、黒肥地、久米地区毎の利用状況調査および意向調査を行った。

また、遊休農地を農業委員会で借り受けて、トウモロコシやサツマイモ、コスモス、ヒマワリ等を作付けし遊休農地の解消に努めた。

サツマイモは町の祭りで焼き芋の販売を行う予定であったが、今年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響で町の祭りが中止になったため、昨年度と同様に、町内の保育園の園児達に収穫体験を行ってもらおう等、地域への農業委員会活動をPRした。

5 取り組みの成果

(1) 担い手への農地の集積・集約化

令和4年度末時点の担い手への農地の集積面積は、972.5haと目標を達成できなかった。高齢化や後継者不足等で担い手が減少したことが要因と思われる。今後も担い手への農地の集積・集約化に務めていく。

(2) 耕作放棄地の解消

令和4年度の遊休農地の解消面積は、1.5haと目標を達成したが、新規で増加した遊休農地の面積が解消面積を上回り、全体面積が前年度より1.0ha増加する結果となった。高齢化や後継者不足等で担い手が減少したことが要因と思われる。今後も遊休農地の解消に務めていく。

【目標達成に向けた取り組み】



[農地パトロールの様子]



[委員による遊休農地解消の様子]



[作付けしたヒマワリの様子]



[サツマイモ収穫体験の様子]

6 課題と今後の方針等

- (1) 実質化した人・農地プランを実現していくため、再度地域での話し合いを実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和4年度は実施することができなかった。来年度は新型コロナウイルスの感染状況を勘案しながら実施を検討し、実質化した人・農地プランを実現していくため、町や県、JA等の関係機関と連携し、これまで行ってきたことを継続しながら、農地の集積化・集約化を推進していく。
- (2) 耕作放棄地の解消については、これからも引き続き遊休農地への作付けを行うことで農地を再生し、新たな借り手へ再生した農地のあっせんを行っていく。
また、農地パトロールの適正な実施や耕作放棄地所有者等への個別訪問を行い、耕作放棄地の解消・発生防止に努めていく。
- (3) 地籍調査が未了で農地の山林化が危惧され、町で行う農業振興地域整備計画の見直しと併せて、再生困難な遊休農地の非農地化を進めていく。

農地利用の最適化を目指して

農委会名：湯前町農業委員会

1 地域の概要

本町は熊本県の南部、人吉市より東へ約24km、球磨盆地の東端に位置し、総面積48・37㎢となっており、そのうち林野面積が約7割強を占めている。

水田の約8割が平坦地で、気象条件は、内陸性気候により昼夜の寒暖差が大きく、年間平均気温15・6℃、年間降水量3,538mmで、晩秋から冬にかけては盆地特有の朝霧が発生する。

人口は昭和30年の8,768人をピークに、現在では3,563人まで減少し、過疎化が進んでいる。

主要産業の農業についても、農業従事者の高齢化・担い手不足等から兼業化が一段と進み、耕作放棄地の拡大が懸念される中、農地を有効かつ安定的な経営類型農家、認定農業者等へ集積・集約化し、効率化を図っていく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 8人（うち、認定5人、女性1人）
- (2) 推進委員数 7人（うち、認定3人、女性0人）
- (3) 事務局体制 4人（専任3人、兼任1人）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地集積面積（新規） 36.66ha
- (2) 遊休農地の解消面積 0.70ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 農地パトロールの実施 (8月・9月・11月) 町内一円
- (2) 農地利用意向調査の実施 (12月・1月) 町内一円
- (3) 終期を迎える利用権の再設定への取組み (年間) 町内一円



【農地パトロール】



【担い手向け講演会】

5 取組みの成果

- ・農地パトロールにより今年度は12.8haの遊休農地が確認された。また、再生利用が困難な農地と判断した農地は98筆67,331㎡あり、うち76筆51,253㎡を非農地と判断した。
- ・利用権設定の終了に伴い、再設定の呼びかけや中間管理機構を通した利用権設定への変更の呼びかけを行い、集積率の維持に努めた。

6 課題と今後の方針等

中山間部に位置する本町では、高齢化や過疎化・兼業化等により今後益々離農者が増加することが確実であり、それに伴う遊休農地の増加が懸念される。

山間部に存在する再生困難な農地については、非農地への移行を推進し、平野部における優良農地については、担い手への集積を基本として、1年でも遊ばせることがないよう、農業委員と最適化推進委員の担当地区での活動をするとともに、農業委員会と農地中間管理機構とが連携をとりながら、集積・集約化に努める必要がある。

みずかみ農業・最適化推進運動

農委会名：水上村農業委員会

1 地域の概要

水上村は、熊本県の東南端に位置し、東部は宮崎県東臼杵郡椎葉村と児湯郡西米良村、北部は八代市泉町、西部は多良木町及び五木村、南部は湯前町の6町村に接し、総面積190.96km²である。

本村で、まとまった平坦地は、人吉盆地の東北末端部をわずかに占める岩野地区における球磨川と小川内川の合流点一帯のみであり、その他は、中山間地域や棚田及び山林開発による樹園地が占めている。

本地域の第1次産業は、稲作、畜産の複合経営からメロン、イチゴ等のハウス施設園芸が定着化し、基幹作物に成長している。

本地域においては、優良農地の保全や農業基盤の整備を行うなど農業生産性の向上を図るとともに、安定した農業経営の確立に努めることとしている。

しかし同時に、村全体として少子高齢化が進んでおり、担い手・後継者の減少が深刻であるため、新規就農者等の確保を図りつつ、農地の集積・集約化を図っていく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 7人（うち、認定3人、女性1人）
- (2) 推進委員数 5人（うち、認定2人、女性2人）
- (3) 事務局体制 2人（専任1人、専兼1人）

3 掲げた目標

| | |
|--------------------|------|
| 担い手への農地の集積・集約化（新規） | 31ha |
| 耕作放棄地の解消面積 | 1ha |

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

●担い手への農地の集積・集約化

- (1) 水上村産業振興課の水田台帳、農地台帳を照合した上で、担い手への戸別訪問等を行い、集積・利用権設定の依頼を行った。

その際、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和6年度からはこれまでの賃借が行えなくなる旨をお伝えし、農地中間管理機構を活用した賃借の説明を同時に行った。

認定農業者を中心として担い手との意見交換会を開催し、情報の共有を図るとともに地域計画の作成といった、今後対応が必要となる事柄について意見交換を行った。

- (2) 土地改良事業に係る地域の合意形成の促進を図るため、委員が各地域を訪問し情報提供等を行った。

●耕作放棄地の解消

- (1) 耕作放棄地や転用した農地の確認のため、農地パトロールによる現地調査を実施した後、農地の管理、担い手との利用権設定等の依頼を行った。
- (2) 水上村産業振興課や農業公社と連携を図り、解消に向けた相談等を行った。



【農地パトロールの実施】

5 取り組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

- (1) 担い手への戸別訪問や農地相談により、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積は5haであった。
- (2) 耕作放棄地に関しては、担い手への推進等を図り、0.3haを解消した。
景観作物については、希望者に対しレンゲ、菜種を配布し、遊休農地解消を図った。

6 課題と今後の方針等

- (1) 農業従事者の高齢化及び担い手不足が深刻であり、中山間地であるため優良農地も限られている。そのような状況の中で農地を守るため、今後も集落・地域住民との意見交換や情報共有を図り、耕作放棄地を増やさぬよう努めていく。
そのためにも、地域計画の作成を進め、現状を把握するとともに本村の農地の将来をより一層考えて行く必要がある。
同時に、農地の集積・集約化に関して、農地中間管理機構との連携を一層強化し、農地の賃借も中間管理機構を活用したものへ切り替えていけるよう推進していく。

さがら農地利用最適化推進運動

農委会名：相良村農業委員会

1 地域の概要

本村は、豊かな自然に恵まれ古い歴史と伝統が息づく農山村である。熊本県の南部、球磨郡のほぼ中央に位置しており、北部は標高400mから1,300mの山岳が連なって広大な山林を形成している。

また、中央には日本三大急流の1つである球磨川の支流「川辺川」が北から南にかけて貫流し、村の中流域から下流域にかけ平野が拓け、水田や畑が広がる典型的な農業地帯となっている。水稻をはじめ、畜産・茶・葉タバコ・メロンなど、それぞれの特性を活かしながら品質向上を目指し発展してきた。

しかし、農業従事者の減少と高齢化や担い手不足など、農業就業人口に占める高齢化率は高く、農村の活力の低下が懸念される。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 10人（うち、認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 6人（うち、認定5人）
- (3) 事務局体制 3人（専任2人、兼任1人）

3 揚げた目標

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
新規集積目標面積 5ha
- (2) 遊休農地対策
解消目標面積 2ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 担い手への農地の集積・集約化

認定農業者や生産組織の抱えている問題を把握するとともに、関係機関と連携を取りながら農地利用の最適化を積極的に行い、効率的な農地の活用を検討した。特に県指定の農地集積の重点地区が2か所あり、組合を設立し、中心経営体への農地集積を推進していく。

- (2) 遊休農地対策

遊休農地の解消に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施した。

また、令和2年7月の豪雨災害及び令和4年台風14号により被災した農地を巡回し、農地として復元が不可能な農地については、今後、非農地化として検討していく。



【農地パトロール】

5 取り組みの成果

(1) 担い手への農地の集積・集約化

集積実績 648.5ha

目標を達成することはできなかったが、農家の意向把握や関係機関との連携、また情報共有を図ることができた。

(2) 遊休農地対策

解消面積 0ha

農地パトロールを増やしたことで、新規発生面積を抑制することができた。

6 課題と今後の方針等

農業者の高齢化や担い手不足など、遊休農地の増加が懸念される。また、被災農地の復旧にも時間を要すると思われ、関係機関と連携した総合的な取り組みが必要であり、状況に適した体制づくりを検討する。

五木村農地利用最適化運動

農委会名：五木村農業委員会

1 地域の概要

五木村は九州山地の西南端に位置し、14年連続水質日本一に輝いた川辺川が村の中央を流れ、1,000m級の山々が連なる山間地域である。村の総面積252.92km²のうち山林が96%を占め集落は点在し、令和5年3月末現在の人口及び世帯数は966人・473世帯、高齢化率が49.5%である。

道の駅の物産館では出荷協議会を組織し、それぞれの農産物や加工品を道の駅へ出荷しながら、ニンニクや米の生産組合など個々の部会でも生産拡大に向けた検討・実践が続いている。村でもソバ耕作者に対する支援のほか、在来柑橘「くねぶ」の特産化に取り組んでおり、農産物生産事業や鳥獣被害対策等に補助金を設けるなど支援や強化を図っている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員のみ 6人（うち認定1人、女性1人）
- (2) 事務局体制 3人（兼任）

3 掲げた目標

非農地化の推進

目標面積 1.0ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

農地利用状況調査の精度向上のために航空写真を利用し、現地調査の前に山林化の激しい農地の特定を行った。また狭小な農地が集まっているや目視では山林との境界が分からなくなっている農地に対してはGPS測量機を用いて正確な調査を実施した。



【有休農地の位置特定作業】



【利用状況調査】

5 取組みの成果

非農地判断面積 2.1ha

6 課題と今後の方針等

五木村では今後ますます農業者の高齢化や後継者不足が進み、山間部の農地の復旧が困難な状況となっている。適切な非農地判断を実施しながら、守るべき農地を明確化し、優良農地の確保、担い手への集積・集約化に努める。

やまえ農地利用最適化運動

農委会名：山江村農業委員会

1 地域の概要

本村は総面積の約9割を山林が占めており、北部が山麓の丘陵地域で畑作や果樹栽培が営まれているが、北進するにしたがって産地が迫り急峻な山岳地帯となっている。

一方、南部は、比較的平坦でその立地条件を生かした稲麦を主体とする水田地帯において農業生産を展開してきた。

主な特産物は、栗、水稻、葉タバコ、花木苗などであり、肉用牛など養畜業も営まれていることから、飼料作物も栽培されている。近年ではニンニクやたまねぎ、ミシマサイコの栽培農家も増えるなど農業経営が定着しつつある。

また、農業従事者については高齢化及び担い手不足の問題が大きく、併せて遊休農地の増加や鳥獣被害の深刻化など農業を取り巻く環境は厳しい状況である。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 6人（うち、認定2人、女性1人）
- (2) 推進委員数 7人（うち、認定2人）
- (3) 事務局体制 2人（専任）

3 掲げた目標

| | |
|------------------|------|
| 担い手への農地の集積面積（新規） | 10ha |
| 遊休農地の解消面積 | 7ha |

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

従来の集積活動に加え、「これからの農業」を題材とした、各種農業関係者の意見協議の場を設けるなど、今後の農業について真剣に話し合いを行った。

高齢化や後継者不足により、果樹（栗）の栽培についても、維持管理が困難になってきた農地を中心に新たな担い手への利用権設定を推進した。

5 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

集積に関しては、農政担当課等関係機関との連携した取組みにより、10.3haの農地集積を行うことができた。

6 課題と今後の方針等

- (1) 集積については、農地中間管理機構を介した利用権設定が委員の活動の成果として増えてきている。ただ、農業従事者の高齢化も進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まるのが今後予想され、受けてとなる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

別紙様式①

- また、新規就農者や参入者へのフォローアップを推進していく必要がある。
- (2) 農地の現状を把握するため農地パトロール等を実施し、土地所有者や農業従事者の意見も聞きながら集積化を進めることを今後も重点活動として行っていく。現状、鳥獣被害農地や遊休農地となっているところについては、引き続き農政担当課等関係機関との協議を重ね、具体的解決方法を検討していく。



【各種団体関係者との意見協議の場①】



【各種団体関係者との意見協議の場②】



【遊休農地解消作業活動（田）】



【遊休農地解消作業活動（畑）】

くまむら農業・最適化推進運動

農委会名：球磨村農業委員会

1 地域の概要

本村は熊本県の南部に位置し、村の面積の約88%が山林で、中央を日本三大急流の1つである球磨川が貫流している。その球磨川の支流には、多彩な棚田が広がっており、「松谷棚田」「鬼ノ口棚田」は「日本の棚田100選」にも選ばれている。

また毎床地区で作られている「一勝地梨」は2012年に植栽されて100年を迎えた村の特産品として各地に出荷されている。

令和2年7月豪雨による被害で生産性の高い集団農地を含む約89haの農地が被災し、現在球磨川流域では引き堤や遊水地が計画されている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 7人（うち、認定2人、女性1人）
- (2) 推進委員数 6人（うち、女性2人）
- (3) 事務局体制 3人（専任2人、兼任1人）

3 掲げた目標

- (1) 耕作放棄地対策 1ha
- (2) 利用状況調査の実施 446ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 村道沿いの遊休地を景観美化活動の一環として、花の種等を3種類植栽した。



別紙様式①

- (2) 農地パトロールの一環で、今年度は令和2年豪雨被害で被災した宅地の造成地について、現地確認するとともに県の復興担当者から進捗状況の説明を受けた。



- (3) 復旧の見通しが立たない農地の非農地判断を実施した。



- (4) 災害復旧に伴い、現在熊本県が借用している土砂の仮置き場について、復旧後の営農再開に向けて意向調査を実施した。



5 取り組みの成果

- (1) 主要村道沿いの畑817㎡で実施したが、地元住民からは、景観と見晴らしが良くなったと喜びの声が聞かれた。
- (2) 委員6班体制のもと446ha、筆数9,612筆について実施できたが、災害後の影響で現地に入れられないなど、立入困難等の理由で調査出来なかった面積が49ha、筆数1,077筆であった。
- (3) 被災後復旧が難しい農地について現地調査を実施した結果、3筆、2,583㎡を非

別紙様式①

農地判断として処理した。

(4) 関係者53名、117筆、面積59,462㎡について実施した。

【結果】

| | | | |
|----------------|-----|-----|---------|
| 今後も営農を行う（再開する） | 4名 | 4筆 | 2,667㎡ |
| 売却してもよい | 39名 | 92筆 | 46,779㎡ |
| 賃貸してもよい | 5名 | 13筆 | 6,897㎡ |
| その他 | 2名 | 2筆 | 2,379㎡ |

契約後は、現状復旧する予定になっているが、遊水池内の営農エリア代替地（関係面積15,127㎡）も予定されていることから、今後、所有者とのマッチングが必要になる。基本、賃貸契約で実施する予定にしているが、耕作予定者の希望により、3条申請も同時に受け付ける。

また、基盤法の改正に伴い、農地中間管理機構とも連携して事業を推進し集積・集約化につとめる。

6 課題と今後の方針等

残された活用できる農地を減らさぬよう、今後も農地集積・集約化に努めたい。そのためには集落における話合いの場を設け、農業委員・農地用最適化推進委員全員で取り組んで行くことが大事である。

また今後も、耕作放棄地の防止及び解消に向け、景観美化活動も引き続き行っていく。

農業委員会自主活動による遊休農地の解消

農委会名：天草市農業委員会

1 地域の概要

天草市は、熊本県の南西部に位置し、周囲を藍く美しい海に囲まれた天草諸島の天草上島と天草下島の一部、御所浦島などで構成されている。平成18年3月27日、2市8町が合併して誕生し、面積は683.82平方キロメートルで県内最大となっている。

地形は、そのほとんどが山林で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や集落、農地が展開し、それらを結ぶように海岸線沿いに国・県道が配置・整備されている。

産業は、温暖な気候を生かした農業や豊かな水産資源を生かした漁業を主として発展してきました。また、国立公園に指定された自然景観、南蛮文化やキリシタンの歴史など多くの観光資源に恵まれている。

過去10年間の平均気温は16.6℃で、最高気温は35.7℃、最低気温は-3.0℃となっている。暖流の影響で、海岸部の一部において無霜地帯があるが、近年は冬寒く夏は猛暑日が続くなど、春と秋が短くはっきりとした四季が特徴的である。

年平均降水量は2,166mmで、6月から7月の梅雨期に年間の3分の1が集中し、台風襲来の時期とも重なることから、度々風雨による被害が発生している。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 13人（うち認定等8人、女性3人）
- (2) 推進委員数 34人（うち認定等21人、女性0人）
- (3) 事務局体制 10人（専任）

3 掲げた目標

遊休農地の解消面積 45ha

4 目標に向けた取組み（運動）の内容

【遊休農地の解消】

- ・天草上島地区において利用状況調査結果を基に遊休農地の解消箇所の選定を行った。
- ・選定後、所有者に面会し、農業委員会自主活動事業の趣旨を説明し、了承を得た。
- ・対象農地の再生を目的に、農業委員・農地利用最適化推進委員で18aの遊休農地を再生し、景観作物（ひまわり）を植栽した。
- ・ひまわりの満開時に、地元の幼稚園児・保育園児と農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員による花摘み会（鑑賞会）を実施した。
- ・解消後の農地について、農業委員・農地利用最適化推進委員を中心に地元の担い手や新規就農者へのマッチングを行い、農地の利用権設定の推進を図った。

(別紙様式①)



【耕起】



【施肥】

5 取り組みの成果

遊休農地を解消することで農地を再生し、約5千本のヒマワリを咲かせることができた。

8月29日に農業委員・農地利用最適化推進委員13名で除草作業と耕起・施肥を実施。9月8日に農業委員会事務局職員3名、農業委員及び推進委員13名、地元の苓陽幼稚園及び倉岳保育園の園児・職員45名の合計61名でヒマワリの種まきを実施した。

その後、ひまわりは順調に生育し10月中旬に見ごろを迎えたため、10月21日に倉岳保育園(園児・職員18名)、25日に苓陽幼稚園(園児・職員27名)による花摘み会(鑑賞会)を行った。

園児らは、摘み取ったヒマワリを両手いっぱい抱え、自宅へ持ち帰った。

見ごろを迎えた10月中頃以降、市民等からの問い合わせもあり、農業委員会活動のPRにも繋がった。



【種まき】



【花摘み(鑑賞会)】

6 課題と今後の方針等

遊休農地・荒廃農地の解消が大きな課題であるが、復元された農地を担い手等が継続して利用できるように、農地中間管理機構を通じた利用権設定手続きを推進する必要がある。

今後も、農業委員と農地利用最適化推進委員が共に連携し、遊休農地・荒廃農地の解

(別紙様式①)

消につながる活動を展開していきたい。



【たくさんひまわりを摘みました】



【参加者全員で『はいチーズ!』】

くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み

農委会名：上天草市農業委員会

1 モデル地区の概要

- (1) 地区名：大矢野南部地区、京ノ島地区
- (2) 地区内の農地面積：37.3ha、16.9ha（基盤整備前）
- (3) モデル地区を担当する農業委員数及び推進委員数
 - ①農業委員数：2人
 - ②推進委員数：2人

2 地区の実態を踏まえた取組みの方向

(大矢野南部地区)

- ・JAを通して行っていた利用権設定を、農地中間管理機構を通したものに移行する。
- ・地権者や耕作者の意向を整理し、地区の現況図を作成する。
- ・遊休農地及び売却希望農地を、規模拡大の意向がある農家とマッチングし、農地中間管理機構を通して集積、集約化を実施する。

(京ノ島地区)

- ・基盤整備事業後の区画の振り分けに伴う、農地中間管理機構の利用促進。
- ・のちの農地整理のため、現況図及び利用権設定状況の一覧を作成。

3 取組みの概要

(大矢野南部地区)

利用権設定の移行は、JAとの契約満了に併せて移行を行うため、令和4年度中は7件中1件のみの移行となったが、令和5年度中にすべて移行完了予定。

(京ノ島地区)

基盤整備後の農地については、全ての農地に農地中間管理機構を通した利用権設定を行うため、賃借料の設定額や、揚水ポンプの電気料などを、事前に関係機関や地権者・耕作者と協議し、8月には利用権設定に係る調印式を行った。



【移行未実施の農地】



【説明会の様子】

4 取組みの成果

(大矢野南部地区)

J A から機構に移行した利用権設定実績 0. 4 h a

(京ノ島地区)

農地中間管理機構を通じた利用権設定実績 17. 4 h a (一時利用地)

5 課題と今後の方針等

(大矢野南部地区)

利用権設定の移行は順調に進めることができたが、地権者や耕作者の意向把握が計画通りに進まなかった。

基盤整備から数十年経過しており、耕作者の引退に伴う耕作者不足や遊休農地の増加が喫緊の課題となることが考えられる。また、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、地域計画策定に伴う目標地図の素案作成を行うことが法定化されたため、意向把握等については、引き続き関係機関と連携を図りながら進めていきたい。

(京ノ島地区)

関係機関や地権者・耕作者との協議の場で機構集積協力金の活用を提案したことで、農地中間管理機構を通じた利用権設定を円滑に進めることができた。この協力金は、地域計画策定にあたって、地権者・耕作者等の協力意識向上につながる有効な一手だと考えられるため、今後も活用していく。

れいほく遊休農地発生防止・解消活動

農委会名：苓北町農業委員会

1 地域の概要

本町は、熊本県の南西部に点在する天草諸島のうち、最も大きな島である天草下島の北西端に位置し、特産のレタス・果樹・畜産を主体としている。

しかし、人口は6,500人を切り認定農業者も高齢化により年々減少傾向にあり、併せて、農業就業者の高齢化や担い手不足など様々な課題に直面している。今後は、地域の実情に合わせた担い手の育成・確保を図り、遊休農地の発生防止、解消に取り組んでいく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 7人（うち、認定4人、女性2人）
- (2) 推進委員数 8人（うち、認定5人）
- (3) 事務局体制 3人（兼任）

3 掲げた目標

農業委員会で遊休農地を解消し景観美化活動に取り組む。 約20a



【解消前】



【解消後】

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

国道及び町道沿線の遊休農地を借り受け、コスモスを植え付け、景観美化活動（令和元年度から取り組みを開始）として看板を設置した。

6月初旬から除草作業・耕起を行い、7月下旬に農業委員・推進委員15名、地元3保育園の園児26名とでコスモスの種まきを行った。

園児たちは自分たちで種を播いたことで、保育園のバスで側を通るたびに花の成長を観察し、咲くのを心待ちにしていたようで、農業に触れ、関心を持つきっかけとなった。

10月下旬には各地区において農業委員・推進委員、地元4保育園の園児40名で花の摘み取りを行った。園児たちは背丈ほどのコスモス畑に入り、花の摘み取りを楽しんでいた。



【除草作業】



【種まき】



【コスモス】



【花摘み】

5 取組みの成果

遊休農地を解消し景観美化活動を実施。 解消農地 約20a

委員自らが遊休農地の解消と景観整備を行った結果、地域の方々も花摘みをされるなど喜ばれ、農業委員会活動をアピールできた。



【園児と一緒に記念撮影】



6 課題と今後の方針等

コロナ禍において、地域計画の策定に向けた地域の話合いが思うように進んでいない状況ではあるが、山間部に存在する再生困難な農地については非農地への移行を推進し、後継者のいない優良農地については担い手への集積を基本として、農地中間管理機構と連携をとりながら集積・集約化を推進し、今後も委員全員で遊休農地の解消、防止に向けた活動に取り組んで行く。

各農業委員会の最適化活動日数集計表

各農業委員会の最適活動日数（令和4年度）

（単位：日）

| 農委会等名 | 活動日数 (年間) | 月当たりの平均活動日数 | 備考 | 農委会等名 | 活動日数 (年間) | 月当たりの平均活動日数 | 備考 |
|-------|--------------|-------------|----|-------|--------------|-------------|----|
| 熊本市 | 2,390.0 | 199.2 | | 産山村 | 936.0 | 78.0 | |
| 宇土市 | 2,021.0 | 168.4 | | 高森町 | 2,302.0 | 191.8 | |
| 宇城市 | 3,026.0 | 252.2 | | 南阿蘇村 | 1,054.0 | 87.8 | |
| 美里町 | 1,878.0 | 156.5 | | 西原村 | 327.0 | 27.3 | |
| 御船町 | 2,009.0 | 167.4 | | 八代市 | 2,677.0 | 223.1 | |
| 嘉島町 | 1,374.0 | 114.5 | | 氷川町 | 2,394.0 | 199.5 | |
| 益城町 | 1,098.0 | 91.5 | | 水俣市 | 1,423.0 | 118.6 | |
| 甲佐町 | 2,518.0 | 209.8 | | 芦北町 | 1,047.0 | 87.3 | |
| 山都町 | 1,132.0 | 94.3 | | 津奈木町 | 927.0 | 77.3 | |
| 荒尾市 | 829.0 | 69.1 | | 人吉市 | 1,519.0 | 126.6 | |
| 玉名市 | 672.0 | 56.0 | | 錦町 | 872.0 | 72.7 | |
| 玉東町 | 402.0 | 33.5 | | あさぎり町 | 1,710.0 | 142.5 | |
| 和水町 | 800.0 | 66.7 | | 多良木町 | 578.0 | 48.2 | |
| 南関町 | 3,754.0 | 312.8 | | 湯前町 | 689.0 | 57.4 | |
| 長洲町 | 553.0 | 46.1 | | 水上村 | 1,503.0 | 125.3 | |
| 山鹿市 | 1,145.0 | 95.4 | | 相良村 | 734.0 | 61.2 | |
| 菊池市 | 1,655.0 | 137.9 | | 五木村 | 300.0 | 25.0 | |
| 合志市 | 3,001.0 | 250.1 | | 山江村 | 278.0 | 23.2 | |
| 大津町 | 318.0 | 26.5 | | 球磨村 | 619.0 | 51.6 | |
| 菊陽町 | 595.0 | 49.6 | | 天草市 | 4,012.0 | 334.3 | |
| 阿蘇市 | 609.0 | 50.8 | | 上天草市 | 501.0 | 41.8 | |
| 南小国町 | 1,234.0 | 102.8 | | 苓北町 | 333.0 | 27.8 | |
| 小国町 | 150.0 | 12.5 | | 合計 | 59,898.0 | 4,991.5 | |
| | | | | 平均 | 1,331.1 | 110.9 | |

「令和4年度農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書」より

「くまもと農業・最適化推進運動」取組み要領等

「農地利用の最適化」の実現に向けた令和4年度の農業委員会活動のあり方

「くまもと農業・最適化推進運動」による「農地利用の最適化」の推進

令和4年3月 / (一社)熊本県農業会議

農地利用の最適化の実現
(数値目標の達成)

年度終了後、取り組みの
点検・評価を行い、次年度に反映

- 農業委員会全体の取り組みのほか、原則農業委員会内にチームを編成し
- ① 指針を踏まえ、チームごとに設定した成果及び活動目標を意識し
 - ② 重点取り組み事項を明確化したうえで活動

とりわけ、農地集積・集約化は前年度に設定した「農地利用最適化モデル地区」において優良事例を作り上げることが優先

委員は、個人の営農や地域活動と一体となり日常的に行っている活動も日記を付ける感覚で活動を記録し“活動の見える化”に努める

くまもと農業・最適化推進運動の展開

最適化推進ガイドラインに基づく目標 (農委会法第37条)

農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (農委会法第7条第1項)

指針及び設定目標達成に向けた取り組み

指針及び設定目標達成に向けた取り組み

令和4年度「くまもと農業・最適化推進運動」の取組みについて

～ 農地利用の最適化を進め“くまもと農業”の更なる進化を目指そう！ ～

令和4年（2022年）4月

（一社）熊本県農業会議

1 はじめに

本県農業委員会組織では、農地利用の最適化活動に積極的に取組み、その成果を積み上げるため「くまもと農業・最適化推進運動」を旗印に、①原則として農業委員及び推進委員による実践チームを編成し、取組み体制を整備する。②チームごとの重点取組み事項を明確化する。③日常活動において自ら策定した指針や活動計画における目標値を意識する。ことを基本にその取組みを進めている。

このような中、農地の持続的かつ最大限の利用やその実現に向けた農業委員会活動の着実な成果の積み上げを確保すべく「人・農地など関連施策の見直し」に伴う関連法の改正や規制改革実施計画を背景として、最適化活動に係る目標設定や委員個々の日々の詳細な活動記録、さらには活動の点検・評価が求められる（以下、農水省ガイドライン）こととなった。

一方、農業が基幹産業である本県では「稼げる農業」の実現や農村景観の保全に向けて、農地集積をはじめとした独自の農地対策が講じられており、農業委員会組織への大きな期待が寄せられている。

このため、本県農業委員会組織は「くまもと農業・最適化推進運動」の取組み強化を通して“くまもと農業”のさらなる進化を目指す。

2 運動のスローガン

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化を進めるとともに多様な担い手を含めた調和ある農地利用を進める！

とりわけ令和4年度の農地利用の集積・集約化活動は、前年度に設定した「農地利用最適化モデル地区」において、その優良事例を作り上げることに全力で取り組む。

(2) 農地の利用状況を把握し、遊休農地の発生防止と再生すべき遊休農地の再生と再生困難な遊休農地の非農地化を進める！

(3) 新たな担い手となり得る新規参入者の促進を図る！

3 運動の実施主体

運動の実施主体は、県内の農業委員会関係組織（農業委員会、（一社）熊本県農業会議、熊本県農業委員会職員連絡協議会及び地域段階の農業委員会関係組織）とする。

なお、運動展開の中心機関は、農業委員会とする。

4 農業委員会における取組み

(1) 方針や目標の設定

当面の活動方針である最適化の推進に関する指針（農業委員会法第7条）や最適化活動の目標設定や点検・評価に係る事務が強化された農水省ガイドライン「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号、農水省経営局長通知及び同月25日付け3経営第2816号、同局農地政策課長通知）に基づく目標設定にあたっては、十分な内部検討をはじめ、必要に応じて関係機関等との協議・調整を経て、農業委員会をはじめとした関係者の共通認識を得るものとする。

また、各委員にとって身近で日頃から意識できる目標とするため、農水省ガイドラインに基づき、地域条件等を考慮し、委員会内に設置するチームごとに、目標値を設定する。

(2) 管内の実態把握と関係機関との連携・調整、研修の充実

それぞれの区域の実情に応じた活動展開が図れるよう、その前提となる農地や担い手等の実態把握に努める。

また、市町村農地集積推進チームを核として、市町村の農政主管課をはじめ「担い手と農地」対策に関係する機関・団体と緊密や連携・調整等を通じて、目標達成に向けた体制強化を図る。

とりわけ、農地集積・集約化に向けた実践機能を有する農地中間管理機構との更なる連携強化を図り、その実現に努めることとする。

さらに実質化された人・農地プランの実現に向けた取組みや目標地図作成における農業委員会の関与が求められること等を踏まえ、運動に取り組む委員の熱意を高めるとともに、農地利用の最適化に向けた合意形成や相談業務等に適切に対応できる知識やノウハウの習得を促進するため、年間カリキュラムを策定するなどして研修活動の充実を図る。

(3) 会長等のリーダーシップの発揮

運動の成果を得るためには、指揮官の役割を担う農業委員会会長等のリーダーシップの発揮が求められる。

このため、農業委員会会長及び事務局長が中心となって、以下の対策を講じる。

① 定例会（農業委員会総会）の活性化

総会を法令審議のみに止めず、農業委員が集まる機会を活用し関係機関や推進委員などにも参加を求め、農地利用の最適化の推進に向けた話合いや情報共有、検討会等を開催し、最適化活動のさらなる強化に努める。

② 計画の策定（Plan）、実行（Do）、評価（Check）及び改善（Action）の徹底

農業委員会に求められている役割等について、委員及び職員の意識を高めながら、目標達成に向けた取組みを進める。

さらに、実効ある取組みとするため、総会の場を利用するなどし、農業委員会全

体の対策会議等を行いながら、チームごとの取組状況の点検・把握を通して、その達成に向けて前進を図る。

- ③ 昨年度、全県で取り組むこととした農地集積・集約化に係るモデル地区や推進スケジュール未作成農業委員会にあっては、早急にこれらを固め、本年度末までに該当地区の農地集積・集約化を目指す。

(4) チーム編成とメンバー及びリーダー等の決定

- ① 推進委員と農業委員が協働で目標達成に向けた積極的な現場活動を容易にするため、推進委員の担当地域や「人・農地プラン」の区域を踏まえ、別添「実践チーム設置要領(例)」を参考に、区域ごとにチームを編成するとともに、農水省ガイドラインを踏まえ、別添「実践チーム(区域)ごとの最適活動の目標(例)」を参考に、チーム(区域)ごとの目標を設定する。

なお、推進委員を置かない農業委員会にあっては、農業委員のみでチームを編成する。

さらに、チームごとにリーダー及びサブリーダーを決定するとともに、目標達成に向けて具体的なスケジュールやメンバーの役割分担等を決定する。

- ② 各チームは、必要に応じてチーム会議等を開催し、達成状況の点検や今後の取組み計画等を検討しながら、目標達成に努めるものとする。

なお、管内の地域条件が総じて均一化している場合や委員総数が10人以下であるなど、区域ごとに目標値を定める必要性が低い場合やチーム分けをすることにより、返って活動が弱まる恐れがある場合は、チーム編成をせず、委員単位で目標を設定するものとする。

(5) 活動記録の記帳

自らの活動の足跡を記録し、その後の対応に活かすとともに報酬の算定資料とするため、農水省ガイドラインに基づき「くまもと農業・最適化推進運動活動記録セット」の活動記録簿によりその内容を記録し、総会時等に事務局に提出する。

なお、記録にあたっては農業委員会全体で実施した活動だけでなく、個人の営農や地域活動と一体となり日常的に行っている活動(農地の見守り、仲間への声掛けなど)もメモを取る(=日記を付ける)感覚で記帳し、“活動の見える化”に努めることとする。

(6) 活動状況の取りまとめや報告

農業委員会活動を広くアピールするため、マスコミ等の協力を得るなどし、その活動を積極的にPRするとともに、成果等を次のステップにつなげるため、重点的に取り組んだ活動などを別紙様式①により取りまとめ、翌年度4月末までに農業会議に提出する。

なお、提出を受けた農業会議は、活動事例集として公表する。

(7) 個人情報の適切な管理

委員等が扱う個人情報等については、農業委員会法における秘密保持義務及び各市町村における個人情報保護条例を踏まえ、適切な情報管理を徹底する。

5 各実施主体における取組み

(1) 一般社団法人熊本県農業会議

県及び地域段階の農業委員会組織等と連携しながら、農水省ガイドラインに基づく目標設定等に係る支援をはじめ、農業委員会における取組みを促進するため、以下の支援を行う。

- ① 運動の積極的取組みに向けた研修会の開催
- ② 農業委員会等に出向いた支援・協力
- ③ 取組みの活動評価検討会の開催
- ④ 取組み事例の取りまとめ

(2) 熊本県農業委員会職員連絡協議会及び地域段階の農業委員会組織

それぞれの組織が主催する会議や研修会において情報交換等を行い、関係者の意識の統一と農水省ガイドラインへの対応や情報共有を図り、先進的な取組み事例の波及などにより運動の着実な前進を図る。

【区域ごとに対策チームを設置する場合】

〇〇〇農業委員会農地利用最適化実践チーム設置要領（例）

（目的）

第1条 この要領は、農業委員会が「農地利用の最適化」を推進し、くまもと農業の更なる進化を目指すため、『「くまもと農業・最適化推進運動」取組み要領』に基づき、区域ごとに設置する実践チームの運営に必要な事項を定める。

（実践チームの設置）

第2条 農業委員会に農業委員（及び農地利用最適化推進委員）を構成メンバー（以下「チーム員」）として、第3条に掲げる実践チームを置く。

（実践チームの名称、定数及び所管）

第3条 実践チームの名称、定数及び所管は次のとおりとする。

- (1) 〇〇区域農地利用最適化実践チーム 〇人
〇〇区域の農地利用の最適化及び農業振興に関すること。
- (2) 〇〇区域農地利用最適化実践チーム 〇人
〇〇区域の農地利用の最適化及び農業振興に関すること。
- (3) 〇〇区域農地利用最適化実践チーム 〇人
〇〇区域の農地利用の最適化及び農業振興に関すること。

各農業委員会の実情や「地域計画」の区域等を踏まえ、農業委員と農地利用最適化推進委員が協働で業務にあたる区域ごとにチームを設ける。

- 2 各実践チームは、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（農業委員会等に関する法律第7条第1項）及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号、農水省経営局長通知及び令和4年2月25日付け3経営第2816号、農林水産省経営局農地政策課長）により設定した各種目標値等を踏まえたうえで、各区域の実状に即した区域別目標数値を設定し、その達成に向けて取り組むものとする。
- 3 各実践チームは、第8条の実践チームの会議や第9条の合同会議の開催等により、前項の目標に対する進捗状況等を把握しながら、目標達成を目指すものとする。
- 4 第2項の区域別目標数値については十分な内部検討を行い、必要に応じて農業委員会をはじめとする関係機関等との協議・調整や連携・協力を図り設定したうえで目標達成に向け取り組むものとし、達成状況について自ら活動の点検・評価を行うものとする。

（チーム員の任期）

第4条 チーム員の任期は、農業委員又は農地利用最適化推進委員である在任期間中とす

る。

(チーム員の編成)

第5条 チーム員は、農業委員会会長（以下「会長」という。）が農業委員会総会に諮って指名する。

2 会長は、チーム員の申し出があったときは、農業委員会総会に諮って当該チーム員の所属を変更することができる。

(リーダー及びサブリーダー)

第6条 各チームにリーダー1名及びサブリーダー若干名を置く。

2 リーダー及びサブリーダーはチーム員の中から互選する。

3 リーダー及びサブリーダーの任期は農業委員又は農地利用最適化推進委員である在任期間中とする。

(リーダー及びサブリーダーの職務)

第7条 リーダーは実践チーム会議の議長となり、議事を整理する。

2 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

3 リーダーは会長、事務局及び他のチームとの十分な連絡調整を行い、実践活動の効果的な実施に努めるものとし、必要に応じて農業委員会総会において、現状の報告や今後の計画等に関する提案等を行うものとする。

(実践チームの会議の招集)

第8条 実践チームの会議はリーダーが招集する。

2 リーダーは、実践チームの会議を招集するときは事前にその日時及び議事等について、会長等と協議しなければならない。

(協議)

第9条 会長は、必要に応じて各実践チームのリーダー及びサブリーダーを対象として合同会議を開くことができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるものの他、実践チームの運営に関する事項については、リーダーが会長と協議のうえ、定めるものとする。

附則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

経営局長通知の第1の2の(1)の②(推進委員等の担当区域ごとの目標の設定)に係る参考様式(委員ごとの最適活動を行う日数の目標含む)

令和〇年度の実践チーム(区域)ごとの最適化活動の目標(例)

実践チーム名:

| No. | メンバー (委員名) | 農委・推委の別 | 目標 | | | | | | 備考 | |
|-----|---------------|---------|------|---------------|-------|----|----------|---|----|---------------------|
| | | | 活動日数 | 担当区域の 農地面積 | 農地の集積 | | 遊休農地解消目標 | | | 新規参入 貸付等同意 面積 |
| | | | | | A | B | C=B/A | D | | |
| 日/月 | ha | ha | ha | % | ha | ha | | | | |
| 1 | 熊本 太郎 | 農委 | | | | | | | | |
| 2 | 肥後 花子 | 農委 | | | | | | | | |
| 3 | 宇城 次郎 | 農委 | | | | | | | | |
| 4 | 玉名 三郎 | 推委 | | | | | | | | |
| 5 | 鹿本 四郎 | 推委 | | | | | | | | |
| | 合計 | 5 | | | | | | | | |

※ 1 農地面積等は、直近の「耕地及び作付面積統計」における「耕地及び作付面積」を記入するなど、農業委員会として作成する目標設定と同様とする。
 2 目標値は、実践チーム(区域)として設定することを基本とし、必要に応じて個人の目標値を設けることとする。
 なお、「活動日数」は必ず個人の目標を設定する。

○○○○○○○○○○ (運動のテーマ)

農委会名：_____

1 地域の概要

～農業委員会管内の状況～

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 (うち、認定○人、女性○人)
- (2) 推進委員数 (うち、認定○人、女性○人)
- (3) 事務局体制 (専任○人、専兼○人)

3 掲げた目標

～数値目標～

- (例) 1 担い手への農地集積面積 ○○h a
- 2 遊休農地の解消面積 ○○h a

4 目標達成に向けた取組み(運動)の内容

～重点的に取り組むこととした背景や取組みの内容をできるだけ具体的に～

～活動内容がわかる写真(2枚以上)を付けてまとめる～

5 取組みの成果(できるだけ数値を用いながら、具体的に)

～できるだけ数値を用いながら、具体的に～

- (例) 1 担い手への農地集積実績 ○○h a
- 2 遊休農地の解消面積 ○○h a

～取組みを通じて得た成果や生じた変化等について～

～取組みの前・後など、その成果がわかる写真などを付けて整理する～

6 課題と今後の方針等

5項目しかない以前の様式で報告をいただく
ケースがあります。
必ず6項目にまとめて報告願います。

くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み

農委会名：_____

1 モデル地区の概要

(1) 地区名：○○○○○

(2) 地区内の農地面積：○○○ha

(3) モデル地区を担当する農業委員数及び推進委員数

① 農業委員数：○人 ② 推進委員数：○人

2 地区の実態を踏まえた取組みの方向

3 取組みの概要

～取組みの内容をできるだけ具体的に～

～活動内容がわかる写真（2枚以上）を付けてまとめる～

4 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

～できるだけ数値を用いながら、具体的に～

- (例) 1 受け手・出し手の意向把握件数 ○○件
2 農地中間管理機構への貸付実績 ○○ha
3 担い手への農地集積実績 ○○ha

～取組みを通じて得た成果や生じた変化等について～

～取組みの前・後など、その成果がわかる写真などを付けて整理する～

5 課題と今後の方針等

農業委員会活動の強化に関する申し合わせ決議

～ 目標を掲げて最適化活動に取り組み“稼げるくまもと農業”の実現を目指そう！～

農業委員会組織が担う農地利用の最適化活動は、持続可能な地域農業の維持・発展に向けた取組みとしてその重要性が増している。

本県農業委員会組織では、最適化活動に積極的に取り組み、その成果を積み上げるため「くまもと農業・最適化推進運動」を旗印に、①原則として農業委員及び推進委員による実践チームを編成し、取組み体制を整備する。②チームごとの重点取組み事項を明確化すること。③日常活動において自ら策定した指針や活動計画における目標値を意識する。を基本にその取組みを進めている。

このような中、農地の持続的かつ最大限の利用やその実現に向けた農業委員会活動の着実な成果の積み上げを確保すべく「人・農地など関連施策の見直し」や規制改革実施計画を背景として最適化活動に係る目標設定や活動の点検・評価が求められることとなった。

このため我々は、人・農地プランの実現に向けた取組みをはじめとした農地利用の最適化活動を加速させる必要がある。

よって、令和4年度の農業委員会活動において下記事項を申し合わせ「くまもと農業・最適化推進運動」を基礎にその強化に努める。

記

- 1 原則として担当区域ごとに農業委員と推進委員で実践チームを編成し、チーム単位等で目標値を掲げるとともに、活動記録や成果実績を記録しながら日常的にその達成状況の点検し、活動機運を盛り上げよう！
さらに、これらの“見える化”にも配慮しながら、農業委員会活動のPRに努めよう！
- 1 設定した農地利用最適化モデル地区（チーム）において、推進スケジュールに沿って組織力を発揮し、農地集積・集約化の優良事例を作り上げよう！
- 1 人・農地プランの実現の前提となる正確な耕作状況を把握するため、口頭契約農地の解消や利用権設定期間満了のタイミングを捉え、農地中間管理事業活用による集約化の準備を進めよう！
- 1 農地の集約化をはじめとした担い手の経営改善に向けた支援や新規参入の促進活動、さらには有形・無形の貴重な経営資源が散逸しないよう担い手の実情に応じた円滑な経営継承を支援しよう！
- 1 農業委員会組織の情報ツールである全国農業新聞や全国農業図書を活用し、先進事例の収集や業務に係わる制度や施策の理解促進に努めるとともに、これらの普及推進をはじめとした情報活動に積極的に取り組もう！

令和4年（2022年）3月22日
（一社）熊本県農業会議第12回総会

くまもと農業・ 最適化推進運動

